



(号外) 内閣府  
(原稿作成) 国立印刷局

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(厚生労働六九)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一八四)

(厚生労働・国土交通四)

○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四九)

○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

(国土交通七一)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(内閣府一〇一)

○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件(総務二二〇)

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(厚生労働一八三)

〔府令〕  
目次

- 登録被災者援護協力団体に関する内閣府令(内閣府五八)
- 災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令(同五九)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同六〇)
- 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同六一)

- 〔省令〕  
〔デジタル庁令〕
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する府令(デジタル庁五)

(同六二)

〔府令・デジタル庁令〕

- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

- 外国為替に関する省令の一部を改正する省令(財務五五)
- 外國為替に関する省令の一部を改正する省令(同五六)

- 労働・農林水産・経済産業(内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業二)

八

六

五

四

二

四

四

四

四

三

三

五

三

五

五

五

丸

丸

三

三

〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する法律等に関する法律施行規則の一部を改正する件(同一八五)

〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件(同一八四)

〇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一八五)

〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する法律等に関する法律施行規則の一部を改正する件(同一八五)

府

令

## ○内閣府令第五十八号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十三条の二第一項、第二項、第三項第二号口及びホ、第四項第一号、第五項第四号及び第六項、第三十三条の五並びに第三十三条の七第一項の規定に基づき、登録被災者援護協力団体に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

登録被災者援護協力団体に関する内閣府令

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録被災者援護協力団体（第三条—第十一條）
- 附則
- 第一章 総則

## （趣旨）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関する事項は、この府令の定めるところによる。

## （用語）

第二条 この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第二章 登録被災者援護協力団体

（被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体）

第三条 法第三十三条の二第一項の内閣府令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしていいるものとする。

（登録の申請）

第四条 法第三十三条の二第二項に規定する申請は、別記様式第一号の登録申請書に次に掲げる書類を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする団体が法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 代表者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

二 登録を受けようとする団体が法人に準ずる団体である場合は、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする。

規約その他これに準ずる書類及び代表者の住民票の写し

三 法第三十三条の二第四項第一号に規定するその行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を記載した書類

四 法第三十三条の二第四項第一号に規定する者の氏名及び略歴を記載した書類

五 法第三十三条の二第四項第二号口に規定する管理事者の氏名を記載した書類

六 法第三十三条の二第四項第二号に規定する文書として、次に掲げるもの

イ 法第三十三条の二第四項第二号口に規定する業務方法書

ロ 法第三十三条の二第四項第三号に規定する被災者援護協力業務の実績を確認することができ

る書類

七 登録を受けようとする団体が法第三十三条の二第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 法第三十三条の六に規定する被災者援護協力業務に関する事項を記載した文書

九 登録を受けようとする団体が被災者援護協力業務を適正かつ確実に行うことができるることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第五条 法第三十三条の二第三項第二号口の内閣府令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。

（法第三十三条の二第三項第二号口の内閣府令で定める者）

第六条 法第三十三条の二第三項第二号口の内閣府令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（被災者援護協力業務に従事する者）

第七条 法第三十三条の二第四項第一号の内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 被災者援護協力業務に従事した経験を有する者
- 二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者

（登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項）

第八条 法第三十三条の二第五項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けた被災者援護協力業務の種類
- 二 登録を受けようとする団体が過去に被災者援護協力業務を実施した国の機関名又は地方公共団体名及びその実施時期

（登録被災者援護協力団体に係る登録事項の変更の届出）

第九条 法第三十三条の二第六項の規定による届出は、別記様式第二号の登録事項変更届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（被災者援護協力業務の実施基準）

第十条 法第三十三条の五の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被災者援護協力業務の実施に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。

二 被災者援護協力業務が専任の管理者による管理の下で行われること。

三 第四条第六号に掲げる文書に記載された事項に従つて被災者援護協力業務を実施すること。

四 被災者援護協力業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、被災者援護協力業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

五 登録を受けている旨の表示を適切に行い、被災者援護協力業務に従事すること。

六 被災者援護協力団体は、国、地方公共団体等と必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら業務に従事すること。

（登録被災者援護協力団体に係る業務の休廃止の届出）

第十二条 法第三十三条の七第一項の規定による届出は、別記様式第三号の被災者援護協力業務休廃止届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

別記様式第1号（第4条関係）

## 被災者援護協力団体登録申請書

内閣総理大臣 殿

(申請者)

事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

災害対策基本法第33条の2第1項の規定による被災者援護協力団体の登録を受けた  
いので、下記の書類を添え、申請します。

被災者援護協力業務を行おうとする地域		主な活動都道府県	
避難所の運営		<input type="checkbox"/>	
炊き出しその他による食品の 給与又は飲料水の供給		<input type="checkbox"/>	
被服、寝具その他の生活必需 品の供与又は貸与		<input type="checkbox"/>	
行おうと する被災 者の援護協 力業務の 種類		<input type="checkbox"/>	
被災した住宅の応急修理又は 災害により生じた土砂その他 の障害物除去		<input type="checkbox"/>	
被災者からの相談への対応又 は被災者に対する情報の提 供・助言		<input type="checkbox"/>	
ボランティア受け入れの実施に 係る連絡調整		<input type="checkbox"/>	
その他被災者の援護を図るた めに必要な協力業務		上欄以外で国及び地方公共団体と連携して行おうとする被 災者の援護を図るために必要な協力業務を記載	
過去に実 施した被 災者援護 協力業務		詳細は業務実績 確認書に記載す ること	
実施時期			
添付書類			

別記様式第2号（第9条関係）

## 変更届出書

内閣総理大臣 殿

(申請者)

事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

災害対策基本法第33条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

登録番号	
登録年月日	

## 変更の内容

記

変更の項目	変更前	変更後	変更する 年月日	変更 理由

詳細は業務方 法書に記載す ること

備考 「変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

別記様式第3号（第11条関係）

## 業務休廃止届出書

内閣総理大臣 殿

（申請者）

事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

年 月 日

災害対策基本法第33条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

## 1 休止又は廃止した被災者援護協力業務の種類

改 正 後 改 正 前

（円滑な相互応援の実施に資する事項の定め）

第四条の一 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するため必要と認める場合には、あらかじめ、人材の確保及び育成並びに応援を行う体制の整備に係る事項について定めるものとする。

〔法第八十六条の八第五項の内閣府令で定める者等〕

**第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を改正する。改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようないくつかの部分を改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正欄にこれに対応するものを掲げておらず、これを加える。**

災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

附 則  
この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

2 法第八十六条の八第七項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに關係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地元公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2 法第八十六条の八第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに關係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地元公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

○内閣府令第五十九号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の四第一項第一号、第三号及び第四号並びに災害救助法施行令（昭和二十一年政令第二百二十五号）第四条第三号の規定に基づき、並びに災害対策基本法及び災害救助法（昭和二十一年法律第二百一十八号）を実施するため、災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

備考 表中の「」の記載は注記である。	3 第一項の規定は、法第八十六条の九第九項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。
	4 第二項の規定は、法第八十六条の九第十項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。
3 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。	5 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十九項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十九項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。
	（台帳情報の提供に関し必要な事項）
3 法第九十条の四第一項第一号、第三号又は第四号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。	第六条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号又は第四号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
	（略）
3 法第九十条の四第一項（第一号、第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。	〔一～五 略〕
	〔一～五 同上〕

（災害救助法施行規則の一部改正）		第二条 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。	
第四条の二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の内閣府令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。		5 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十九項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十九項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。	
（台帳情報の提供に関し必要な事項）		（台帳情報の提供に関し必要な事項）	
第五条 （略）		第五条 （略）	
附 则		附 则	
この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。		この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。	
○内閣府令第六十号 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。		○内閣府令第六十号 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。	
令和七年六月二十四日		令和七年六月二十四日	
備考 表中の「」の記載は注記である。		備考 表中の「」の記載は注記である。	
第一條 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令		第一條 沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。	
第一次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。		第一次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。	
改 正 後		改 正 前	
（開発建設部建設産業・地方整備課の所掌事務の特例）		（開発建設部建設産業・地方整備課の所掌事務の特例）	
第十一條 開発建設部建設産業・地方整備課は、第六十五条の二各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保の		第十一條 開発建設部建設産業・地方整備課は、第六十五条の二各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保の	

<p><b>第二条</b> 沖縄総合事務局組織規則の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td><td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td><td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td></tr> </tbody> </table>	改	正	後	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)
改	正	後					
(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 略〕</td><td style="text-align: center;">第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕</td><td style="text-align: center;">第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 略〕	第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕	第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕	
改	正	前					
第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 略〕	第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕	第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 〔一～三十五 同上〕					

<p><b>第三十五条の二</b> 家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百十二号）に基づく認定家賃債務保証業者の認定及び監督に関すること。</p> <p>〔三十六～四十 略〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td><td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td><td style="text-align: center;">(建設産業・地方整備課の所掌事務)</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)
改	正	前					
(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)	(建設産業・地方整備課の所掌事務)					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔三十六～四十 同上〕</td><td style="text-align: center;">〔三十六～四十 同上〕</td><td style="text-align: center;">〔一～三十五 同上〕</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	〔三十六～四十 同上〕	〔三十六～四十 同上〕	〔一～三十五 同上〕	
改	正	前					
〔三十六～四十 同上〕	〔三十六～四十 同上〕	〔一～三十五 同上〕					

<p><b>第二十九条</b> 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの（投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該投資信託約款にあらかじめ定められている場合であつて、第四十三条第三号イから二ま</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(投資信託約款の重大な内容の変更)</td><td style="text-align: center;">(投資信託約款の重大な内容の変更)</td><td style="text-align: center;">(投資信託約款の重大な内容の変更)</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	(投資信託約款の重大な内容の変更)	(投資信託約款の重大な内容の変更)	(投資信託約款の重大な内容の変更)
改	正	前					
(投資信託約款の重大な内容の変更)	(投資信託約款の重大な内容の変更)	(投資信託約款の重大な内容の変更)					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td><td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td><td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
改	正	前					
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正					

<p><b>第二十九条</b> 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの（投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該投資信託約款にあらかじめ定められている場合であつて、第四十三条第三号イから二ま</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td><td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td><td style="text-align: center;">内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正
改	正	前					
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">正</th><th style="text-align: center;">前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔一～三十五 同上〕</td><td style="text-align: center;">〔一～三十五 同上〕</td><td style="text-align: center;">〔一～三十五 同上〕</td></tr> </tbody> </table>	改	正	前	〔一～三十五 同上〕	〔一～三十五 同上〕	〔一～三十五 同上〕	
改	正	前					
〔一～三十五 同上〕	〔一～三十五 同上〕	〔一～三十五 同上〕					

でに掲げる事項（同号イに掲げる事項にあつては、同号イに規定する金額が当該投資信託約款にあらかじめ定められている一定の金額を下回るものである場合に限る。）の全てを当該投資信託約款に定める場合を含まない」とする。

（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合）  
第二十九条の二 法第十七条第一項に規定する委託者指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託の併合とする。

一 「略」

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと（投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該併合前の投資信託約款にあらかじめ定められている場合であつて、第四十三条第三号イから二までに掲げる事項（同号イに掲げる事項にあつては、同号イに規定する金額が当該投資信託約款にあらかじめ定められている一定の金額を下回るものである場合に限る。）の全てを当該併合後の投資信託約款に定める場合を含む。）。

三 「略」

（投資信託契約の解約の書面による決議が不要な場合等）  
第四十三条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合（一定の条件を満たした場合には投資信託委託会社が任意に投資信託契約の解約を行つて、当該一定の条件を満たして行われる

（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合）

第二十九条の二 「同上」

一 「同上」

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

（投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行つた場合において投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該併合前の投資信託約款にあらかじめ定められている場合であつて、第四十三条第三号イから二までに掲げる事項（同号イに掲げる事項にあつては、同号イに規定する金額が当該投資信託約款にあらかじめ定められている一定の金額を下回るものである場合に限る。）の全てを当該併合後の投資信託約款に定める場合を含む。）。

三 「同上」

（投資信託契約の解約の届出が必要な場合等）  
第四十三条 「同上」

一 「同上」

二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行つ旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合（一定の条件を満たした場合には投資信託委託会社が任意に投資信託契約の解約を行つて、当該一定の条件を満たして行われる

ことができる旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合を除く。）であつて、当該一定の条件を満たして行われる投資信託契約の解約である場合

〔号を加える。〕

三 次に掲げる事項の全てがあらかじめ投資信託約款に定められている場合であつて、当該事項に係る当該投資信託約款の定めに基づいて行われる投資信託契約の解約である場合

イ 投資信託財産の純資産総額が当該投資信託委託会社が定める一定の金額を下回る状態が一定の期間継続する場合には、投資信託委託会社が任意に投資信託契約の解約を行うことができる旨。

ロ 投資信託委託会社がイの解約を行つ場合には、受益者の保護のため必要な措置をとること。

ハ 投資信託委託会社がイの解約を行つ場合には、当該解約がその効力を生ずる日の六ヶ月前までに知れている受益者に対し、次に掲げる事項を書面その他の適切な方法により通知すること。

(1) 当該解約を行う旨

(2) 当該解約の理由

(3) 口に規定する措置の内容

二 イに規定する場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行わない場合には、当該投資信託委託会社が知っている受益者に対し、次に掲げる事項を書面その他他の適切な方法により通知すること。

(1) 当該解約を行わぬ理由  
(2) 当該投資信託財産の運用状況が改善する見込みに関する事項

備考 表中の「」の記載は注記である。

この府令は、公布の日から施行する。  
附 則

○財内  
農林水產省、厚生労働省、令第一号  
省、デジタル庁、経済産業省

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第二項、第七条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林芳正

財務大臣 加藤勝信

厚生労働大臣 福岡資磨

農林水產大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤容治

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和六年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水產省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（金融機関等による本人確認の方法）

**第三条** 法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、

次の各号に掲げる預貯金者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、同条第一項の規定による求めを行う預貯金者等が法人のときは、名称及び本店又は主たる事務所の所在地を同条第二項に規定する本人特定事項とみなす。

一個人である預貯金者等 次に掲げる方法のいずれか

一 「同上」

〔イヽリ 同上〕

〔新設〕

（金融機関等による本人確認の方法）

**第三条** 「同上」

〔イヽリ 同上〕

〔新設〕

〔イヽリ 略〕

又 当該預貯金者等から、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を用いて行うものに限る。ル及び第十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該預貯金者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ル及び第十条第一項第五号において同じ。）を行ふ方法

ル| その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関等に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書き除く。）及び第十六条に掲げる事項を当該金融機関等に伝達する措置又は金融機関等に代わって住所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者等のものであることの確認を行い、並びに同項第一号及び第五号に掲げる事項を当該金融機関等に伝達することの確認を行なうものに限る。）により、当該預貯金者等に対し、申出等関係文書を送付する方法

ヲ|| 力| 略|

二 法人である預貯金者等 次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該法人の代理人等から当該預貯金者等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代理人等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該預貯金者等の本店等に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

〔一・ホ 略〕

金融機関等は、前項第一号イからチまで若しくは又は第二号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第一号ニに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者等の現在の住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該預貯金者等の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者等又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔二・ホ 同上〕

金融機関等は、前項第一号イからチまで又は第二号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第一号ニに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者等の現在の住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者等の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者等又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔二・ホ 同上〕

〔一・五 同上〕

4

金融機関等は、第一項第一号口、チ若しくはリ又は第二号口から二までに掲げる方法（同号口及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行ふ場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合は、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

## 〔二・三 略〕

(本人確認書類)

**第四条** 前条第一項（第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある同号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類（法第三条第一項の申出等を行うための申出書又は申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

## 一 個人（第三号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する

運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二

十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平

和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（特別永住者（日本国との平

4

〔同上〕

**第四条** 同上  
(本人確認書類)

## 〔二・三 同上〕

一 当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合は、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

関する法律第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいづれか早い時までの間に限る。(当該個人の写真が貼り付けられたものに限る)若しくは旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る)又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(当該個人の写真が貼り付けられたものに限る)若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る)又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(当該個人の写真が貼り付けられたものに限る)、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る)。

「口々ホ略」

(代理人等の本人確認の方法)

**第六条** 第二条の規定による代理人等の本人確認の方法については、第三条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	第三条第一項第一号ヌからカ まで	当該預貯金者等 当該代理人等
-----	---------------------	-------------------

「口々ホ 同上」

(代理人等の本人確認の方法)

**第六条** [同上]

〔同上〕	第三条第一項第一号ヌからワ まで	当該預貯金者等 当該代理人等
------	---------------------	-------------------

「口々ホ 同上」

(代理人等の本人確認の方法)

**第六条** [同上]

3 2 〔略〕

金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号口、チ、リ若しくはルに掲げる方法又は前項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、当該代理人等の住所に代えて、当該代理人等から、当該代理人等に係る預貯金者等(国等(人格のない社団又は財団、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十四条第四号に掲げるもの及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く)に限る。次項第三号において同じ。)の本店等若しくは営業所若しくは当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等若しくは当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

〔4・5 略〕

3 2 〔同上〕

金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号口、チ、リ若しくはヌに掲げる方法又は前項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、当該代理人等の住所に代えて、当該代理人等から、当該代理人等に係る預貯金者等(国等(人格のない社団又は財団、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十四条第四号に掲げるもの及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く)に限る。次項第三号において同じ。)の本店等若しくは営業所若しくは当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等若しくは当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

〔4・5 同上〕

## (確認記録の作成方法)

## 第九条

確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

## 一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからワまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(チに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

「イ～ヘ 略」

## ト 第三条第一項第一号ヌ (第六条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により

り本人確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

チ 第三条第一項第一号ヲからカまで(これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。)又は第二号ホに掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

リ～ワ 略

## 2 [略]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

## 「一～四 略」

五 預貯金者等又は代理人等の本人確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該預貯金者等又は当該代理人等のものであることの確認を行つたときは、当該送信を受けた日付

六 第三条第一項第一号口、チ、リ若しくはル(これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二号口からニまでに掲げる方法(同号口及びハに掲げる方法にあつては、括弧書に規定する方法に限る。)又は第六条第二項の規定により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関等が申出等関係文書を送付した日付

七 ツ二十二 [略]

## 2 [略]

八 金融機関等は、第一項第十九号から第二十二号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、金融機関等は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## (確認記録の作成方法)

## 第九条

[同上]

一 確認記録を文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからヲまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヲまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

「イ～ヘ 同上」

## 新設

[新設]

## ト 第三条第一項第一号ルからワまで(これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。)又は第二号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ～ヲ 同上

[同上]

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

[新設]

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

## 2 [同上]

## (確認記録の記録事項)

## 第十条

[同上]

## 「一～四 同上」

この命令は、公布の日から施行する。

○財内  
経済産業省、府、総務省、農林水産省、令第二号  
省、厚生労働省、国土交通省、

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

國務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 騰祐

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資磨

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に対応して掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる規定の傍線を付した部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

**第六条** 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係る

ものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

〔イヽリ 略〕

又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行ふ際に当該顧客

等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔略〕

〔同上〕

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

**第六条** [同上]

一 [同上]

又 [同上]

〔イヽリ 同上〕

〔同上〕

改

正

前

〔同上〕

〔同上〕

(1) 〔略〕  
(2) 令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）  
当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用

ル）  
及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第十四条第一項の規定により当該顧客等から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）  
当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用

府  
令・省  
令

法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第二十条第一項第五号において同じ。)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認(番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第二十条第一項第五号において同じ。)を行う方法

ヲ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わつて住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号(括弧書きを除く。)及び第十八条号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置(第十四条第一項第二号イにおいて「写真付き本人確認書類提示等措置」という。)又は特定事業者に代わつて住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置(第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。)がとられているものに限る。)により、当該顧客等に対しても、取引関係文書を送付する方法

ワ ヨ ロ グ

### 二 【略】 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ 略」

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

【三・ホ 略】

### 2 特定事業者は、前項第一号イからチまで、又若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方

法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本

ル その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わつて住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号(括弧書きを除く。)及び第十七条号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

ワ ヨ ロ グ

### 二 【同上】 「イ・ロ 同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

【三・ホ 同上】

### 2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本

4 3

〔一～五 略〕

該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定においては、前項の規定にかかるわらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一～五 略〕

特定事業者は、第一項第一号口若しくはチからニまで又は第三号口から二までに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔三・三 略〕

（本人確認書類）

**第七条** 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。若しくは船舶觀光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

4 3  
〔一～五 同上〕

店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかるわらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一～五 同上〕

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔三・三 同上〕

（本人確認書類）

第七条  
〔同上〕4 3  
〔同上〕

〔一～四 略〕

〔一～四 同上〕

〔口～ホ 同上〕

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

### 第八条

〔略〕

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第二十条第一項第三十一号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項第一号の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

### 第十二条

法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項

（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法について

は、第六条第一項（同項第一号（又を除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号ルからヨ まで	〔略〕
当該顧客等	当該代表者等
〔略〕	〔略〕

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号口、チ、リ若しくはヲに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行なう場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

〔4・5 略〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるもの（関連取引時確認が同項に規定する取引に際して行われたものであつて、第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたもののを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものと含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 〔略〕

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

### 第八条

〔同上〕

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第二十条第一項第三十号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項第一号の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

### 第十二条

〔同上〕

第六条第一項第一号ルから力 まで	〔同上〕
当該顧客等	当該代表者等
〔同上〕	〔同上〕

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号口、チ、リ若しくはルに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行なう場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

〔4・5 同上〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 同上

一 〔同上〕

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方  
法

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びヲ（写真付き本人確認書類提示等措置がとられて  
いるものに限る。）（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二  
号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等又は当該代表  
者は当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該  
顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを  
用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写し  
を用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若  
しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ル、ヲ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及  
びワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第  
三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは  
当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送  
付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の  
住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該  
顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書  
類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

〔2～4 略〕

#### （確認記録の作成方法）

第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヨまでに定めるもの（以下「添  
付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リに掲げる場合にあつては、  
電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

〔イ～ト 略〕

チ 第六条第一項第一号ル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

リ 第六条第一項第一号ワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場  
合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法  
により本人特定事項の確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ヌ～ヨ 〔略〕

#### （確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

五 〔一～四 略〕

顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに  
に、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等又は当該代表者等のものであること  
の確認を行つたときは、当該送信を受けた日付

二 同上

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びル（これらの規定を第十二条第一項において準用  
する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表  
者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の  
所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において  
用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法におい  
て用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認  
書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場  
合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、  
当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若  
しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当  
該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当  
該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当  
該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける  
方法）

〔2～4 同上〕

#### （確認記録の作成方法）

第十九条 同上

一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識す  
ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される  
ものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添  
付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（チに掲げる場合にあつては、  
電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

〔イ～ト 同上〕

号の細分を加える。〕

チ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場  
合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該方法  
により本人特定事項の確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

リ～カ 〔同上〕

#### （確認記録の記録事項）

第二十条 同上

〔一～四 同上〕

〔号を加える。〕

六 第六条第一項第一号口、チから又まで若しくはヲ（これらの規定（同号又を除く。）を第十二条二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号口からニまでに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客より顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付しを送付した日付

七  
〔略〕

3  
〔略〕

特定事業者は、第一項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第三十号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（外国為替取引に係る通知事項等）

第三十一条 法第十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

(1) 〔略〕  
(2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

(3) 〔略〕

2  
〔略〕

（電子決済手段の移転に係る通知事項等）

第三十一条の四 法第十条の三第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

(1) 〔略〕  
(2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

(3) 〔略〕

五 第六条第一項第一号口若しくはチからルまで（これらの規定（同号又を除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号口からニまでに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六  
〔略〕

3  
〔略〕

特定事業者は、第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（外国為替取引に係る通知事項等）

第三十一条 「同上」

一 〔同上〕  
イ 〔同上〕

(1) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

(2) 〔同上〕  
(3) 〔同上〕

2  
〔同上〕

（電子決済手段の移転に係る通知事項等）

第三十一条の四 「同上」

一 〔同上〕  
イ 〔同上〕

(1) 〔同上〕  
(2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

(3) 〔同上〕

2 □ [略]  
 二 □ [略]

(暗号資産の移転に係る通知事項等)

**第三十一条の七** 法第十条の五第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 顧客 次のイ又は□に掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又は□に定める事項  
 イ 自然人又は人格のない社団若しくは財團（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

(1) [略]  
 (2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗号資産交換業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。□(2)において同じ。）

(3) [略]

□ [略]

2 □ [略]  
 二 □ [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則  
 この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、総務省、法務省、農林水産省、令第三号

経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、令第三号  
 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣	林 芳正
総務大臣	村上誠一郎
法務大臣	鈴木 鑿祐
財務大臣	加藤 勝信
厚生労働大臣	福岡 資磨
農林水産大臣	小泉進次郎
経済産業大臣	武藤 容治
国土交通大臣	中野 洋昌

2 □ [同上]  
 二 □ [同上]

(暗号資産の移転に係る通知事項等)

**第三十一条の七** 「同上」

一 □ [同上]  
 イ □ [同上]

(1) [同上]  
 (2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗号資産交換業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。□(2)において同じ。）

(3) [同上]

□ [同上]

2 □ [同上]  
 二 □ [同上]

備考

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていいものは、これ

## (顧客等の本人特定事項の確認方法)

**第六条** 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ 略」

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

二 「略」

〔号の細分を削る。〕

改

正

後

## (顧客等の本人特定事項の確認方法)

**第六条** [同上]

一 「イ・ロ 同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。二及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

二 「同上」

〔号の細分を削る。〕

改

正

前

## [ホ]

〔略〕

ハ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものであつて、氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行ふ方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等に偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽つっていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

ト [1]・[2] 略

ト 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものを受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類のうち同条第一号若しくは第四号に定めるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行ふ方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

[1]・[2] 同上

チ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の受け、又は当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録される半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

「号の細分を削る。」

書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

チ 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載している当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヲ 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

### (1)・(2) 略

リ 当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

### ヌ・ヲ 略

ワ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認

### (1)・(2) 同上

ル 当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

### ヲ・カ 同上

ヨ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認

証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

〔略〕

力

当該顧客等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受けない者又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの(同条第一号ニに掲げるものを除く。)の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類(同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ

当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの(以下ヨにおいて単に「本人確認書類」といいう。)のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類(次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該顧客等のものに限る。)とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔略〕

法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ハ・略〕

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるもの(当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類又はその写し)の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ

〔同上〕

三 二  
〔イ・ハ・略〕

〔同上〕

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔号の細分を加える。〕

省令第一号 第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第一条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

〔号の細分を加える。〕

省

総務

経済産

2 特定事業者は、前項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合は、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一・五 略〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで、又若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一・五 同上〕

3 特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号ロ、ト、チ、カ若しくはヨ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合は、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔一・三 同上〕

## (本人確認書類)

**第七条** 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。又は精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。又はこれらに類するもの（官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ 〔略〕

〔二～四 略〕

## (代表者等の本人特定事項の確認方法)

**第十二条** 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法について（第六条第一項（同項第一号（子を除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）

第六条第一項第一号へ		〔略〕	
第六条第一項第一号二及びホ		〔二～四 略〕	
顧客等（	当該顧客等の表者等	当該顧客等又はその代表者等	当該顧客等の表者等
顧客等に	当該顧客等の表者等に	当該代表者等の表者等	当該代表者等の表者等
顧客等（	当該顧客等の代表者等（	当該代表者等の表者等	当該代表者等の表者等

## (本人確認書類)

**第七条** 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行ったための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 「イ・ロ 同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行ったための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ 〔同上〕

〔二～四 同上〕

## (代表者等の本人特定事項の確認方法)

**第十二条** 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法について（第六条第一項（同項第一号（子を除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）

第六条第一項第一号トからへまで及びチ		〔同上〕	
第六条第一項第一号二からへまで及びチ		〔二～四 同上〕	
顧客等（	当該顧客等の表者等	当該顧客等又はその代表者等	当該顧客等の表者等
顧客等に	当該顧客等の表者等に	当該代表者等の表者等	当該代表者等の表者等
顧客等（	当該顧客等の代表者等（	当該代表者等の表者等	当該代表者等の表者等

第六条第一項第一号ト からワまで	第六条第一項第一号リ からヨまで	第六条第一項第一号ル からヨまで
当該顧客等又はその代 表者等	当該顧客等 の代表者等	当該顧客等 の代表者等
当該顧客等と 表者等	当該顧客等の 代表者等	当該顧客等の 代表者等
当該顧客等又はその代 表者等	当該顧客等の 代表者等	当該顧客等の 代表者等
当該顧客等又はその代 表者等	当該顧客等の 代表者等	当該顧客等の 代表者等
当該顧客等の本人確認 書類	当該代表者等の本人確認書類	

第六条第二項各号列記 以外の部分	〔项を加える。〕	第六条第一項第一号ト からワまで	第六条第一項第一号リ からヨまで	第六条第一項第一号ル からヨまで
当該顧客等の本人確認 書類	当該代表者等の現在 当該代表者等の現在	当該顧客等と 表者等	当該顧客等の 代表者等	当該顧客等と 表者等
当該顧客等の本人確認 書類	当該代表者等の現在 当該代表者等の現在	当該顧客等と 表者等	当該顧客等の 代表者等	当該顧客等と 表者等

		国外転出者である当該顧客等
当該顧客等の住居 う場合	場合又は同項第三号二に掲げる方法により外 国に本店若しくは主た る事務所を有する法人 である当該顧客等の本 人特定事項の確認を行 う場合	国外転出者である当該 代表者等
当該代表者等の住居		

2 前項の規定にかかるらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。

特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、又、力若しくはヨに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の居住に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない）社団又は財團、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限り、次項第三号において同じ。」の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することがで

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号口、ト、力若しくはヨに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

5  
〔二・三〕  
略

[同上]	

2 前項の規定にかかるわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはヲに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合には、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することがで

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号口、チ若しくはリに掲げる方法等又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。  
一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

5  
〔同上〕

(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法)  
第十四条 法第四条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は第四項(同条第二項に係る部分に限る)の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認(第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるもの(関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであつて、第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。)を除く。)を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類(その写しを用いたものを含む)及び補完書類(その写しを用いたものを含む)以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第六条(第一項第一号子を除く。)又は第十二条(第二項を除く。)に規定する方法  
二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方  
法

イ 第六条第一項第一号イからトまで、又(写真付き本人確認書類提示等措置がとられていてるものに限る。以下イにおいて同じ。)、力及びヨ(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)若しくは補完書類(当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)若しくは補完書類(当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)若しくは補完書類(当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類(第六条第一項第一号ホからトまで、又、力若しくはヨ(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し)の送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号リ、又(特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。)及びルからワまで(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類(第六条第一項第一号リ若しくはル(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合(以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。)にあつては、当該本人確認書類又はその写し)の送付を受ける方法(当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又はその写しを用いたものを含む。)又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法(当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法(当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法)

(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法)  
第十四条 [同上]

一 第六条(第一項第一号ヌを除く。)又は第十二条(第二項を除く。)に規定する方法  
二 「同上」

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びヲ(写真付き本人確認書類提示等措置がとられていてるものに限る。)(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)若しくは補完書類(当該方法において用いたもの(その写しを用いたものを含む。)を除く。)の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ル、ヲ(特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。)及びワからヨまで(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受ける方法(当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法)

## (確認記録の作成方法)

**第十九条** 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

## 一 【略】

二 次のイから力までに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イから力までに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

## イ 【略】

## 〔号の細分を削る。〕

## (確認記録の作成方法)

**第十九条** 同上

## 一 【同上】

二 次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヨまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

## イ 【略】

## 〔同上〕

## ロ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に

より本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し  
ハ 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行ったとき 当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ハ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ハ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ホ 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行つたとき  
キ 当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

〔号の細分を削る。〕

ヘ 第六条第一項第一号チ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行つたとき  
キ 当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ト 第六条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類の写し

チ 第六条第一項第一号ル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法に  
より本人特定事項の確認を行つたとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ト 第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該方法により本人特定事項の確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ 第六条第一項第一号力（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ リカ 【略】

## (確認記録の記録事項)

## 第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

## 〔一～三 略〕

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ト若しくは力（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

## 付

## 五 【略】

六 第六条第一項第一号口、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ（これらの規定（同号チを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号口から二までに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

【号を削る。】

七 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

【号を加える。】

十 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

【十一～三十一 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。

## (確認記録の記録事項)

## 第二十条 同上

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

## 五 【同上】

六 第六条第一項第一号口、チからヌまで若しくはヨ（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号口から二までに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

【号を削る。】

七 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

【号を加える。】

十 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

【十一～三十一 略】

二・三 略

## ○デジタル庁令第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十八条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）

登録等に関する法律施行規則の一部を改正する法律（令和七年六月二十四日）

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 林 芳正

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する法律

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
	改	正	前
（公的給付の支給等）			

第二条 法第二条第二項の「デジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。」

第一条 「同上」

四十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第四条の四第一項第十号及び第四条の五第一号において「番号利用法」という）第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち番号利用法情報提供省令第二条の表の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に利用特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定められたものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付（地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようとする必要があるものに限る。）

（本人確認の方法）

第四条の四 本人確認の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

〔一〕九略

十 預貯金者から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電

磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四条の十第一項において同じ。）のうち、当該預貯金者の本人特定事項及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該預貯金者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。）を行う方法

（本人確認の方法）

第四条の四 「同上」

〔新設〕

四十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち番号利用法情報提供省令第二条の表の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に利用特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付（地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようとする必要があるものに限る。）

十一 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号（括弧書を除く）及び第十四号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置又は金融機関に代わって住所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた預貯金者のものであることの確認を行い、並びに同項第一号及び第五号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る）により、当該預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法

十二 〔十四〕  
〔略〕  
〔請等関係文書を送付する方法〕

2 金融機関は、前項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては金融機関が提示又は送付又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。

〔一五 略〕

3  
〔本人確認書類〕

第四条の五 前条第一項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号及び第三号に掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第二号及び第五号に掲げる本人確認書類にあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては金融機関が提示又は送付を受けるものに限る。

十一 〔十三〕  
〔同上〕

2 金融機関は、前項第一号から第八号までに掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。

〔一五 同上〕

3  
〔同上〕

〔本人確認書類〕

第四条の五  
〔同上〕

一 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（第三号において単に「在留カード」

一 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（第三号において単に「在留カード」

〔略〕	〔略〕
第四条の四第一項第十号から 第十四号まで	預貯金者

2・3 略

〔二～五 略〕

〔代理 人等の本人確認の方法〕

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔二～五 略〕

〔代理 人等の本人確認の方法〕

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔二～五 略〕

〔代理 人等の本人確認の方法〕

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕
第四条の四第一項第十号から 第十三号まで	預貯金者

2・3 同上

〔二～五 同上〕

〔代理 人等の本人確認の方法〕

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔二～五 同上〕

〔代理 人等の本人確認の方法〕

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## (確認記録の作成方法)

## 第四条の十 確認記録の作成方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからリまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(子に掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

〔イ～ヘ 略〕

ト 第四条の四第一項第十号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方

法により本人確認を行つたとき 当該特定電磁的記録又はその写し

チ 第四条の四第一項第十二号から第十四号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該方法により本人

確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

リ 〔略〕

2 〔略〕

## (確認記録の記録事項)

## 第四条の十一 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 略〕

五 預貯金者又は代理人等の本人確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該預貯金者又は当該代理人等のものであることの確認を行つたときは、当該送信を受けた日付

六 第四条の四第一項第二号、第八号、第九号又は第十一号(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付

七 〔十九〕 〔略〕

2 〔略〕

八 金融機関は、第一項第十六号から第十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

## (確認記録の作成方法)

## 第四条の十 同上

一 確認記録を文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからチまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

〔イ～ヘ 同上〕

〔新設〕

ト 第四条の四第一項第十一号から第十三号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該方法により本人

確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ 〔同上〕

2 〔同上〕

## (確認記録の記録事項)

## 第四条の十一 同上

〔新設〕

## (確認記録の記録事項)

## 第四条の十一 同上

〔新設〕

五 第四条の四第一項第二号若しくは第八号から第十号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付

六 〔十八〕 〔同上〕

2 〔同上〕

七 金融機関は、第一項第十五号から第十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則  
この府令は、公布の日から施行する。

## ○総務省令第六十号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

総務大臣 村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
--	---	---	---

## (本人確認の方法)

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか

〔イ－チ 略〕  
リ 当該自然人からカード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）

第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該自然人の氏名、住所、生年月日及び写真に係る電磁的記録（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた自然人のものであるとの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

〔二 略〕

〔2～5 略〕

（代表者の本人確認の方法）

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

〔一～七 略〕

八 当該代表者等から当該代表者等の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた代表者等のものであるとの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

## (本人確認の方法)

第三条 同上

〔イ－チ 同上〕  
〔新設〕

〔イ－チ 同上〕  
〔新設〕

〔一 同上〕

〔2～5 同上〕

（代表者の本人確認の方法）

第四条 同上

〔一～七 同上〕  
〔新設〕

## (本人確認書類)

**第五条** 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）  
イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

## 〔1〕略

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ2において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ2において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ2において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

## 〔3〕略

## 〔口～ヘ 略〕

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際ににおける住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際ににおける住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき若しくは特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日に送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

## 〔一～六 略〕

（本人確認記録の作成方法）

**第七条** 法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによる方法とする。

## (本人確認書類)

**第五条** 同上

一 同上  
イ 同上

## 〔1〕同上

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ2において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ2において単に「特別永住者証明書」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ2において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

## 〔3〕同上

## 〔口～ヘ 同上〕

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

## 〔一～六 同上〕

（本人確認記録の作成方法）

**第七条** 法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条第二項において同じ。）又はマイクロフィルムによる方法とする。

## (本人確認記録の記録事項)

## 第八条 [略]

2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

## 〔一 略〕

二 第三条第一項第一号ハ若しくは二又は第四条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに規定する方法 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

## 〔四 略〕

五 第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第八号に規定する方法 携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた自然人又は代表者等のものであることを確認した日

## 〔五 略〕

(本人確認に用いた書類等の保存)

第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

## 〔2 略〕

(譲渡時本人確認の方法等)

第十一條 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人(法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む) 次に掲げる方法のいずれか

## 〔イ チ 略〕

リ 当該自然人から当該自然人の特定電磁的記録の送信(番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた自然人のものであることの確認(番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けた

プログラムを用いて行うものに限る)を行う方法

## 〔三 略〕

## 〔2 略〕

6 第四条、第五条及び第七条からの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句
---------	-----------

## 〔略〕

第五条第一項

第三条第一項及び

第十一條第一項及び

## (本人確認記録の記録事項)

## 第八条 [同上]

2 「同上」

## 〔一 同上〕

二 第三条第一項第一号ハ又は二に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

## 〔四 同上〕

〔新設〕

## 〔五 同上〕

(本人確認に用いた書類等の保存)

第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

## 〔2 同上〕

(譲渡時本人確認の方法等)

第十一條 [同上]

## 〔一 同上〕

〔イ チ 同上〕

〔新設〕

## 〔二 同上〕

〔同上〕

6 第三条第一項及び  
〔2 略〕

読み替える規定	読み替えられる字句
---------	-----------

## 〔同上〕

第五条第一項

第三条第一項

第十一條第一項

〔略〕	第八条第一項		〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔媒介業者等による本人確認の方法等〕				
〔第十二条〕 第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。				
この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
〔表略〕				
2 第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。				
この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
〔表略〕				
〔読み替える規定〕				
〔読み替えられる字句〕				
〔第三条第一項及び第十一条第一項及び〕				
〔第五条第一項〕				
〔第八条第一項〕				
〔第六条第二項〕				
〔第八条第二項〕				
〔第三条第一項第一号イ〕				
〔第三条第一項第一号ハ〕				
〔第三条第一項第一号チ〕				
〔第三条第一項第一号ト〕				
〔第十二条〕 第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。				
この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
〔表同上〕				
〔読み替える規定〕				
〔読み替えられる字句〕				
〔第三条第一項〕				
〔第五条第一項〕				
〔第八条第一項〕				
〔第六条第二項〕				
〔第三条第一項第一号イ〕				
〔第三条第一項第一号ハ〕				
〔第三条第一項第一号チ〕				
〔第三条第一項第一号ト〕				

〔同上〕	第八条第一項		〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔媒介業者等による本人確認の方法等〕				
〔第十二条〕 第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。				
この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
〔表同上〕				
〔読み替える規定〕				
〔読み替えられる字句〕				
〔第三条第一項〕				
〔第五条第一項〕				
〔第八条第一項〕				
〔第六条第二項〕				
〔第三条第一項第一号イ〕				
〔第三条第一項第一号ハ〕				
〔第三条第一項第一号チ〕				
〔第三条第一項第一号ト〕				

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)

**第十四条** [2 略]

3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える規定	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第五号又は第六号	第四条第一項第二号又は第二項各号	第十四条第一項第二号及び第二項各号
[略]	[略]	[略]	[略]

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）次に掲げる方法のいずれか

ト 当該自然人から当該自然人の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

〔二 略〕

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

ト 「イ～へ 略」

ト 当該貸与時みなし契約者から当該貸与時みなし契約者の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った貸与時みなし契約者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

〔四 略〕

〔2 略〕

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)

**第十四条** [2 同上]

3 貸与時本人確認の方法

読み替える規定	読み替える字句	読み替える規定	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号から第四号まで	第十四条第一項第二号及び第二項各号	第十四条第一項第二号及び第二項各号
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 同上

一 同上

二 「イ～へ 同上」

〔新設〕

三 「同上」

〔新設〕

四 同上

〔2 同上〕

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六

月以内のものに限る。次項において同じ。又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあって、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

## 〔4・5 略〕

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

**第二十条** 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第一項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

## 〔一～五 略〕

六 当該代表者等から当該代表者等の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた代表者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

## 〔2・3 略〕

(貸与時本人確認記録の記録事項)

**第二十一条** 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

## 〔一～三 略〕

四 貸与の相手方に係る次に掲げる事項

## 〔イ～二 略〕

ホ 第十九条第一項第一号口若しくはホ、第二号口若しくはホ又は第四号口に掲げる方法で貸与時本人確認を行つたときは、引受番号等

## 〔ヘ 略〕

五 貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

## 〔イ～二 略〕

ホ 前条第一項第二号又は第五号に規定する方法で貸与時本人確認を行つたときは、引受番号等

## 六 貸与契約を次条各号に掲げるものと締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七 第十九条第二項又は前条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八 第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行つたときは、貸与本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

2 前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行つた日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一 第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日

二 第十九条第一項第一号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法 貸与業者が当該送信を受けた日

送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあって、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

## 〔4・5 同上〕

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

**第二十条** 「同上」

## 〔一～五 同上〕

〔新設〕

## 〔2・3 同上〕

(貸与時本人確認記録の記録事項)

**第二十一条** 「同上」

## 〔2・3 同上〕

## 〔一～三 同上〕

(貸与時本人確認記録の記録事項)

## 〔イ～二 同上〕

ホ 第十九条第一項第一号口若しくはハ、第二号口若しくはハ又は第四号口に掲げる方法で貸与時本人確認を行つたときは、引受番号等

## 〔ヘ 同上〕

## 五 「同上」

〔イ～二 同上〕

ホ 第二十条第一項第二号又は第三号に規定する方法で貸与時本人確認を行つたときは、引受番号等

## 六 貸与契約を第二十二条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七 第十九条第二項又は第二十条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行つたときは、貸与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

## 2 「同上」

一 第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は第二十条第一項第一号に規定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日

二 第十九条第一項第一号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法 貸与業者が当該送信を受けた日

三 第十九条第一項第一号口若しくはホ、第三号口若しくはホ若しくは第四号口又は前第一条第二号若しくは第五号に規定する方法 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日  
四 第十九条第一項第一号ハ、第三号ハ又は第四号ハに規定する方法 貸与業者が電子証明書を受信した日  
五 第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法 貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行つた自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日  
六 第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法 貸与業者が当該照合を行つた日  
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○附則 この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十五号 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令

令和七年六月二十四日

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

外國為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

財務大臣 加藤 勝信

外國為替に関する省令により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないとのは、これを加える。

（本人確認方法）

第八条 法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十

八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

「イリ 略」

又 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行つ際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の

住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(1) 「略」

(2) 令第十一条の五第一項第六号又は第七号に掲げる取引（銀行等その他の金融機関等が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）。以下この条及び別表第一号イにおいて「番号利用法」という。）第十

四条第一項の規定により当該顧客から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

（同上）

一 「同上」  
「イリ 同上」

又 「同上」

（本人確認方法）

第八条 「同上」

改 正 前

改

正

（本人確認方法）

第八条 「同上」

（本人確認方法）

第八条 「同上」

改 正 前

改

正

三 第十九条第一項第一号口若しくはホ、第三号口若しくはホ若しくは第四号口又は前第一条第二号若しくは第五号に規定する方法 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日  
四 第十九条第一項第一号二、第三号二又は第四号ハに規定する方法 貸与業者が電子証明書を受信した日  
五 第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法 貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行つた自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日  
六 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法 貸与業者が当該照合を行つた日  
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三 第十九条第一項第一号口若しくはハ、第三号口若しくはホ、若しくは第四号口又は第二十一条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日  
四 第十九条第一項第一号二、第三号二又は第四号ハに規定する方法 貸与業者が電子証明書を受信した日  
五 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法 貸与業者が当該照合を行つた日  
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

ル

当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

〔ヨ〕 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第八条の四第一項第一号、第三号及び第十六号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置又は銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることの確認を行い、並びに第八条の四第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

ワ・レ  
〔略〕

## 三 法人である顧客 次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ロ  
〔略〕〕

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

〔二・ホ  
〔略〕〕

ヘ 第一号又はレに掲げる方法

銀行等は、第一項第一号イからチまで、又若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法

（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日ににおいて有効なもなものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若

〔号の細分を加える。〕

ル

その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第八条の四第一項第一号、第三号及び第十五号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

ヲ・タ  
〔同上〕

## 二 〔同上〕

〔イ・ロ  
〔同上〕〕

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

〔二・ホ  
〔同上〕〕

ヘ 第一号ヨ又はタに掲げる方法

銀行等は、第一項第一号イからチまで若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同

項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日ににおいて有効なもるものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若

は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかるらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

## 〔一・五 略〕

〔略〕

4 3 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつて、第一項第一号口、チ、リ又はヲに掲げる方法により本人確認を行う場合には、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは當業所若しくは當該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

## 5 銀行等は、第一項第一号口若しくはチから又まで若しくは第三号口から二までに掲げる方法

（同項第一号ヌに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）（代表者等に行うものにあつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。）

## 〔二・三 略〕

〔6・7 略〕

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 「略」

しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかるらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

## 〔一・五 同上〕

〔同上〕

4 3 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつて、第一項第一号口、チ、リ又はヲに掲げる方法により本人確認を行う場合には、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは當業所若しくは當該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

## 5 「同上」

一 当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）（代表者等に行うものにあつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。）

## 〔二・三 同上〕

〔6・7 同上〕

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三 「同上」

一 「同上」

二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの(以下「添付資料」という)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(チに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る)を用いて本人確認記録に添付する方法

チ 第八条第一項第一号ルに掲げる方法により本人確認を行つたとき

当該特定電磁的記録  
又はその写し

リ 第八条第一項第一号ワからヨまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき

当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ヌカ  
【略】

2 【略】  
(本人確認記録の記録事項)

第八条の四 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

五 顧客又は代表者等の本人確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることの確認を行つたときは、当該送信を受けた日付

六 第八条第一項第一号ロ「チからヌまで若しくはヲ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法(同項第一号又に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る)又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

七 ニ二十三 【略】

3 2 【略】

3 銀行等は、第一項第十九号から第二十二号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く)を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

別表 (第八条関係)

一 自然人である顧客又は代表者等(次号及び第四号に掲げるものを除く)に係る本人確認書類

イ 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する

運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る)をい)若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード(ハにおいて単に「在留カード」という)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十

一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ハにおいて単に「特別永住者証明書」という)若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(ハにおいて単に「個人番号カード」という)、(当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る)若しくは第八

条の二の二に規定する旅券等若しくは出入国管理及び難民認定法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に規定する旅券の写しが貼り付けられたものに限る)若しくは第八

二 次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの(以下「添付資料」という)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(チに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る)を用いて本人確認記録に添付する方法

チ 第八条第一項第一号ヲからカまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき

当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

リワ  
【略】

2 【略】  
(本人確認記録の記録事項)

第八条の四 【同上】

五 第八条第一項第一号ロ若しくはチからルまで若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法(同項第一号又に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る)又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

六 ニ二十二 【同上】

3 2 【同上】

五 銀行等は、第一項第十八号から第二十一号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く)を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

別表 (第八条関係)

一 【同上】

イ 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する

運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る)をい)若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード(ハにおいて単に「在留カード」という)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十

一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ハにおいて単に「特別永住者証明書」という)若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード(ハにおいて単に「個人番号カード」という)、(当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る)若しくは第八条の二の二に規定する旅券等若しくは出入国管理及び難民認定法第十四条の二第四項に規定する船

券(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り

〔一〕四 略  
〔二〕四 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十六号 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令

令和七年六月二十四日

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にこれに対応するものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの

という。又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの

〔一〕四 同上  
〔二〕四 同上

付けられたものに限る。次号において単に「船舶觀光上陸許可書」という。又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの

付けられたものに限る。次号において単に「船舶觀光上陸許可書」という。又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの

改 正 後

改 正 前

第八条 (本人確認方法)  
法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十

八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一條、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。  
一 自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書

類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

二 〔略〕

〔号の細分を削る。〕

ホ 〔略〕

〔同上〕

ハ 〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。二及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

二 〔同上〕

ハ 当該顧客又は代表者等から、銀行等（資本取引に係る契約締結等行為にあつては、銀行等その他の金融機関等（法第二十二条の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関等をいう。以下同じ。）とする。以下この号において同じ。）が提供するソフトウエアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウエアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けける方法

〔同上〕

ハ 当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるもの（同表第一号二及びホークス一を限り発行又は発給されたものであつて、氏名、住所又は居所及び生年月日の情報を記録している半導体集積回路が組み込まれたものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記載された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する本人確認（法第十八条第一項及び第二十二条第二項の規定による本人確認をいう。以下同じ。）に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該本人確認が行われた際に氏名、住所又は居所及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客又は代表者等との間における取引を行う場合を除く。）

ト  
〔1・2 略〕

当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号二に掲げるものの送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客若しくは代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類のうち同表第一号若しくは第四号に定めるもの（氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔号の細分を削る。〕

ト  
〔1・2 同上〕

当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ト並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は本人確認書類（氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に銀行等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類（別表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ  
当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は本人確認書類の写し及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載される当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合は、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しに記載される当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合は、当該補完書類又はその写しに記載される当該顧客又は代表者等の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

チ 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載される当該顧客の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載ある住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔1・2〕 略

リ 当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

ヌ ノフ 略

ワ 当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法

カ 当該顧客又は代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）から当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（同表第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類（同表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔1・2〕 同上

ル 当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

ヲ ノカ 同上

ヨ 当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客又は代表者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法

号の細分を加える。」

三

当該顧客又は代表者等から当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ヨににおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類の写し及び当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客又は代表者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

タ・レ 略

二  
〔略〕  
法人である顧客 次に掲げる方法のいずれか

二  
〔イ・ハ 略〕  
当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第二号又は第四号に定めるもの（当該顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載される当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔ホ・ヘ 略〕

銀行等は、第一項第一号イからチまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日ににおいて有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行ふ場合にあつては、当該本人確認書類若しくはその写しに記載されるところにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものと

〔号の細分を加える。〕

二  
〔タ・レ 同上〕  
〔イ・ハ 同上〕  
当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第三号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載される当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二  
〔ホ・ヘ 同上〕  
銀行等は、第一項第一号イからチまで、ヌ若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日ににおいて有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものと

いては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、ト若しくは力又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

## 〔一・五 略〕

3 銀行等は、第一項第三号口から二までに掲げる方法（同号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、顧客の主たる事務所等に代えて、当該顧客の代表者等から、当該顧客の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第二号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項第一号口、ト、又、力又はヨに掲げる方法により本人確認を行う場合は、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

5 銀行等は、第一項第一号口、ト、チ、カ若しくはヨ若しくは第三号口から二までに掲げる方法（同項第一号チに掲げる方法に限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）（代表者等に行うものにあつては、あつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。）

## 〔二・三 略〕

3 銀行等は、第一項第三号口から二までに掲げる方法（同号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、顧客の主たる事務所等に代えて、当該顧客の代表者等から、当該顧客の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

## 〔一・五 同上〕

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項第一号口、チ、リ又はヨに掲げる方法により本人確認を行う場合は、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

5 銀行等は、第一項第一号口若しくはチからヌまで若しくは第三号口から二までに掲げる方法（同項第一号ヌに掲げる方法に限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）（代表者等に行うものにあつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。）

## 〔二・三 同上〕

3 銀行等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、銀行等は、法人である顧客との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該記

7 6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、銀行等は、法人である顧客との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該記

載がある補完書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認を行うことができる。

## (本人確認記録の作成方法)

## 第八条の三 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認を行うことができる。

## (本人確認記録の作成方法)

## 第八条の三 「同上」

一 【略】  
 二 次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて本人確認記録に添付する方法

イ 【略】  
 ワ 【号の細分を削る。】

ロ 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し  
 ハ 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

二 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報又はその写し

ホ 第八条第一項第二号チ若しくはヨに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、当該本人確認書類の写し(当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し)  
 ワ 【号の細分を削る。】

ヘ 第八条第一項第一号リに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該特定電磁的記録

又はその写し  
 ハ 第八条第一項第一号ルからワまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録  
 ホ 第八条第一項第一号力に掲げる方法により本人確認を行つたときは、当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し  
 ワ 【リーワ】 【略】

2 【本人確認記録の記録事項)

## 第八条の四 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一、三、略」

四 本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該第一項第一号ト若しくは力に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認を行うことができる。

## (本人確認記録の作成方法)

## 第八条の三 「同上」

一 【同上】  
 二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(リに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて本人確認記録に添付する方法

イ 【同上】  
 ロ 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又はその写し  
 ハ 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し  
 ホ 第八条第一項第一号チに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該資料若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し  
 ワ 第八条第一項第一号リに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し  
 ハ 第八条第一項第一号力に掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し  
 ホ 第八条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認書類の写し  
 ハ 第八条第一項第一号ルに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該特定電磁的記録又はその写し  
 ハ 第八条第一項第一号ワからヨまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録  
 ワ 【号の細分を加える。】

2 【同上】

(本人確認記録の記録事項)

## 第八条の四 「同上」

「一、三、同上」

四 本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

六 第八条第一項第一号口、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ若しくは第三号口から二までに掲げる方法(同項第一号又に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。)又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付  
「号を削る。」

七 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十 第八条第一項第一号カに掲げる方法により顧客又は代表者等の本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十一 第八条第一項第一号リに掲げる方法により顧客又は代表者等の本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十二 第八条第一項第一号シに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付  
「号を加える。」

#### 別表 (第八条関係)

〔2・3 略〕

一 自然人である顧客又は代表者等(次号及び第四号に掲げるものを除く。)に係る本人確認書

#### 別表 (イ・ロ 略)

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード(イに掲げるものを除く。)又は精神障害者保健福祉手帳(当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。)、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳(当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。)で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日において有効なもの

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。又はこれらに類するもの(官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための置が講じられたものに限る。)で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

本  
〔二・四 略〕

備考  
表中の「」の記載は注記である。

六 第八条第一項第一号口、チからヌまで若しくはヨ若しくは第三号口から二までに掲げる方法(同項第一号又に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。)又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付  
「同上」

七 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

十 第八条第一項第一号シに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付  
「号を加える。」

#### 別表 (第八条関係)

〔2・3 同上〕

一 「同上」

#### 別表 (イ・ロ 同上)

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード(イに掲げるものを除く。)若しくは精神障害者保健福祉手帳(当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。)、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳(当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。)で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日において有効なもの又は特定為替取引若しくは資本取引に係る契約締結等行為を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

二 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

本  
〔二・四 同上〕

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を改正する省令

厚生労働大臣 福岡 資磨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	
毒 葉	毒 葉	毒 葉	
(略)	(略)	(略)	
劇 葉	劇 葉	劇 葉	
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤	
一～十二の三十四 (略)	一～十二の三十四 (略)	一～十二の三十四 (略)	
十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	
十二の三十六～十二の四十六 (略)	十二の三十六～十二の四十六 (略)	十二の三十六～十二の四十六 (略)	
十三～三十七の十六 (略)	十三～三十七の十六 (略)	十三～三十七の十六 (略)	
三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	
三十七の十八～三十七の二十六 (略)	三十七の十八～三十七の二十六 (略)	三十七の十八～三十七の二十六 (略)	
三十八～五十九の十四 (略)	三十八～五十九の十四 (略)	三十八～五十九の十四 (略)	
五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	
五十九の十六～五十九の二十七 (略)	五十九の十六～五十九の二十七 (略)	五十九の十六～五十九の二十七 (略)	
六十一～六十二の二十三 (略)	六十一～六十二の二十三 (略)	六十一～六十二の二十三 (略)	
六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	
六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	
六十三～八十三の十六 (略)	六十三～八十三の十六 (略)	六十三～八十三の十六 (略)	
八十三の十七 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	八十三の十七 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	八十三の十七 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	
八十三の十八 (略)	八十三の十八 (略)	八十三の十八 (略)	
八十四～百十の十五 (略)	八十四～百十の十五 (略)	八十四～百十の十五 (略)	
百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	
百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)	
<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	
医薬品	医薬品	医薬品	
一百五十八 (略)	一百五十八 (略)	一百五十八 (略)	
百五十九 トアルクエタマブ及びその製剤	百五十九 トアルクエタマブ及びその製剤	百五十九 トアルクエタマブ及びその製剤	
百六十～百九十三 (略)	百六十～百九十三 (略)	百六十～百九十三 (略)	

	改	正	後
<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	<b>別表第三</b> (第二百四条関係)	
毒 葉	毒 葉	毒 葉	
(略)	(略)	(略)	
劇 葉	劇 葉	劇 葉	
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤	
一～十二の三十四 (略)	一～十二の三十四 (略)	一～十二の三十四 (略)	
十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	十二の三十五 エトランモド、その塩類及びそれらの製剤	
十二の三十六～十二の四十六 (略)	十二の三十六～十二の四十六 (略)	十二の三十六～十二の四十六 (略)	
十三～三十七の十六 (略)	十三～三十七の十六 (略)	十三～三十七の十六 (略)	
三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	三十七の十七 シパグルコシダーゼ アルファ及びその製剤	
三十七の十八～三十七の二十六 (略)	三十七の十八～三十七の二十六 (略)	三十七の十八～三十七の二十六 (略)	
三十八～五十九の十四 (略)	三十八～五十九の十四 (略)	三十八～五十九の十四 (略)	
五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	五十九の十五 ソタテルセプト及びその製剤	
五十九の十六～五十九の二十七 (略)	五十九の十六～五十九の二十七 (略)	五十九の十六～五十九の二十七 (略)	
六十一～六十二の二十三 (略)	六十一～六十二の二十三 (略)	六十一～六十二の二十三 (略)	
六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	六十二の二十四 トアルクエタマブ及びその製剤	
六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	六十二の二十五～六十二の三十四 (略)	
六十三～八十三の十六 (略)	六十三～八十三の十六 (略)	六十三～八十三の十六 (略)	
八十三の十七 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	八十三の十七 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	八十三の十七 フエ德拉チニブ、その塩類及びそれらの製剤	
八十三の十八 (略)	八十三の十八 (略)	八十三の十八 (略)	
八十四～百十の十五 (略)	八十四～百十の十五 (略)	八十四～百十の十五 (略)	
百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	百十の十六 ベルズチフアン及びその製剤	
百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)	
<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	<b>別表第五</b> (第二百二十八条の十関係)	
医薬品	医薬品	医薬品	
一百五十八 (略)	一百五十八 (略)	一百五十八 (略)	
百五十九 (新設)	百五十九 (新設)	百五十九 (新設)	
百六十～百九十二 (略)	百六十～百九十二 (略)	百六十～百九十二 (略)	

百九十四	フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百九十五	(二百十八) (略)
二百十九	ベルズチフアン及びその製剤
二百二十	(二百五十) (略)

百九十三	（新設）	（一百十六）	（略）
二百十七	（二百四十七）	（一百四十七）	（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## ○厚生労働省令第四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第二百四号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿  
国土交通大臣 中野 洋昌

(国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改 正 後

第一条 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画(第一条)

(新設)

改 正 前

第一項	都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画(第一条)
第二項	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業(第二条―第四条)
第三項	居住安定援助賃貸住宅事業(第五条―第三十八条)
第四項	住宅確保要配慮者居住支援法人(第三十九条 第五十一条)

## 附 則

第一章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

(新設)

(新設)

(住民の意見を反映させるために必要な措置)

(新設)

(新設)

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第

五条第九項(同条第十一項及び法第六条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画(法第六条第四項において準用する場合にあっては、市町村賃貸住宅供給促進計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

第二項 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(登録事業者の要件)

(新設)

第一条 法第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 支援協議会の構成員であること。  
二 支援法人であること。

三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)第三条第一項の登録を受けていること。

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。  
二 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。

三 賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号)第三条第一項の規定による登録を受けていること。

四 支援協議会の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。  
 五 前各号のいずれかに該当する者に対し、登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

**第三条**

(略)

(通知の方法)

**第四条** 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式第一号による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関・生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第三十七条第二項において同じ。)が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

一 当該通知をしようとする者が第二条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

**二 (略)****第三章 居住安定援助賃貸住宅事業**

(居住安定援助計画の認定の申請)

**第五条** 法第四十条第一項の規定により居住安定援助計画の認定(第七条及び第八条において「認定」という。)を申請しようとする者は、別記様式第二号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

(法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者)

**第六条** 法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であつて、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

(居住安定援助計画の記載事項)

(新設)

**第七条** 法第四十条第二項第十一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事等において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

- 一 認定を受けようとする者が法人である場合においては、その役員の氏名
- 二 認定を受けようとする者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）

三 居住安定援助賃貸住宅の名称

四 着工又は竣工の年月

五 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容

六 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先

四 第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。  
 五 前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

**第二条**

(略)

(通知の方法)

**第三条** 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

一 当該通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

**二 (略)**

(新設)

(新設)

(新設)

**第八条** (居住安定援助計画に添付する書類)  
法第四十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類 第二十二条第二項において「添付書類」という。は、次に掲げるものとする。

一 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図

二 居住安定援助のうち第十四条第一号の基準に係るものとの内容の概要図

三 認定を受けようとする者（法人である場合は当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）第二十条に規定する使用人並びに居住安定援助賃貸住宅の転貸借が行われている場合にあっては、当該居住安定援助賃貸住宅の所有者及び転貸人が法第四十二条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

四 認定を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）が法第四十二条第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 居住安定援助賃貸住宅の構造が、第十条第一号に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面

六 居住安定援助賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下この号及び第十条第一号口において「耐震関係規定」という。）に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、認定の申請時に居住安定援助賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ、申請前に当該居住安定援助賃貸住宅の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する耐震改修をいう。第十条第一号口(2)において同じ。）の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもつて代えることができる。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行つた耐震診断（同法第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）の結果についての報告書

ロ 既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。ハ及び次条において同じ。）に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イから今までに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

七 認定の申請が基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合には、基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合に、基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画。第三十五条第一項第十二号において同じ。）に照らして適切なものであることを誓約する書面

八 その他都道府県知事等が必要と認める書類

(新設)

**(規模の基準)**  
法第四十一条第一号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省  
令・厚生労働省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の  
各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

一 既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 十八平方メートル

二 次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。） 十八平方メートル

三 既存住宅であつて次条第二号イただし書に規定する場合 十三平方メートル

四 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合 国土  
交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

**(構造及び設備の基準)**

**第十一条** 法第四十一条第二号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省  
令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づ  
く命令若しくは条例の規定（口(1)及び(2)に規定するものを除く。）に違反しないものである  
こと。

口 次のいずれかに該当すること。

(1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

(2) 第八条第六号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において  
耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、  
共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備  
えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつ  
ては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであること  
を要しない。

口 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあつ  
ては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすものであること。  
**(入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準)**

**第十二条** 法第四十一条第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通  
省令・厚生労働省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居  
を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入  
居を不當に制限しないものであることとする。

**(専用戸数の基準)**

**第十三条** 法第四十一条第四号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通  
省令・厚生労働省令で定める数は、一戸とする。

**(賃貸の条件に関する基準)**

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

(居住安定援助の内容に関する基準)

**第十四条** 法第四十一条第六号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下この条において「要援助者」という。）に居住安定援助を提供する場合 次のイからハまでのいずれにも適合する居住安定援助を提供するものであること。

イ 一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認（第二十九条第一項において「安否確認」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ロ 一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握（第二十九条第一項において「見守り」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ハ 福祉サービスへのつなぎ（要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を適切に実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をする）ことをいう。第二十九条第一項において同じ。）を行うこと。

二 要援助者以外の認定住宅入居者に居住安定援助を提供する場合 当該認定住宅入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、前号イからハまでに掲げる居住安定援助に準ずるもの提供すること。

（居住安定援助の提供の条件の基準）

**第十五条** 法第四十一条第七号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不當に高いものでないこととする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

**第十六条** 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

**第十七条** 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

（心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を行正に行うことができない者）

**第十八条** 法第四十二条第五号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により居住安定援助賃貸住宅事業を行正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

**第十九条** (心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)  
認定事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第四十二条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記様式第三号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事等に提出しなければならない。

(使用人)

**第二十条** 法第四十二条第七号及び第八号（これらの規定を法第四十四条第二項において準用する場合を含む）の国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人は、居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用者とする。

(法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更等)

**第二十一条** 法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更

二 認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更

三 居住安定援助賃貸住宅の名称の変更

四 法第四十条第二項第七号に規定する専用戸数の増加に係る変更

五 家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更

六 居住安定援助の対価の減額に係る変更

七 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更

八 前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと都道府県知事等が認める変更

2 認定事業者は、前項各号（第八号を除く。）に掲げる変更をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一 認定番号

二 変更の内容

三 変更予定期日

**第二十二条** (居住安定援助計画の変更の認定の申請)

者は、別記様式第四号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあつては、

当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

(廃止の届出等)

**第二十三条** 法第四十四条第三項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行うものとする。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一 認定事業者が個人の場合にあつてはその氏名及び住所、法人の場合にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所

二 認定番号

三 事業廃止の年月日

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

**(地位の承継の承認の申請)**

**第二十四条** 法第四十五条の承認を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書に、地位の承継の事実を証する書類（次条において「証明書類」という。）及びその写しを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

**(地位の承継の承認の通知)**

**第二十五条** 都道府県知事等は、法第四十五条の承認をしたときは、速やかに、別記様式第七号による通知書に証明書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。  
(居住安定援助を行う場合における契約締結前の書面の交付及び説明)

**第二十六条** 法第四十六条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 居住安定援助の提供の条件があるときは、その内容

二 入居契約の内容及びその締結の条件

(法第四十六条第二項の承諾に関する手続等)

**第二十七条** 法第四十六条第二項の承諾は、認定事業者が、あらかじめ、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者に対し同項の規定による提供に用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次条の規定によるものをいう。以下この条及び第三十五条第二項において同じ。）の種類及び内容を示した上で、当該住宅確保要配慮者から書面又は第三項で定める方法（第五項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に掲げる方法のうち認定事業者が使用するもの

3 第一項の承諾の取得及び第五項の申出の方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものの

イ 認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて認定事業者の使用に係る電子計算機に第一項の承諾又は第五項の申出（以下の項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号及び第二十九条において同じ。）をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、認定事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 認定事業者は、第一項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者から書面等により法第四十六条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該住宅確保要配慮者から再び第一項の承諾を得た場合は、この限りでない。

(新設) (新設) (新設)

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

**第二十九条** 法第四十六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 認定事業者の使用に係る電子計算機と認定住宅入居者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といふ。）を送信し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該認定住宅入居者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

□ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた当該認定住宅入居者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 認定住宅入居者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号□に掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

（帳簿）

**第二十九条** 法第四十八条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定住宅に入居する全ての者の氏名並びに入居及び退居の年月日

二 居住安定援助の提供の対価及び提供の条件に関する事項

三 安否確認において、異常の発生を検知した年月日並びに当該異常の発生状況及び発生後の対応

四 見守りを行った年月日及びこれにより把握した認定住宅入居者の状況

五 福祉サービスへのつなぎを行った年月日及び当該福祉サービスへのつなぎの内容

六 居住安定援助（安否確認、見守り及び福祉サービスへのつなぎを除く。）を提供した年月日及びその内容

(新設)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ認定事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条の帳簿(次項において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 認定事業者は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(認定事業者の報告)

**第三十条**

法第四十九条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条、第四十八条、第五十条及び第五十一条に規定する業務に係る法令遵守の状況と現況との間の相違等

況

二 法第四十七条に規定する認定計画(次項及び第三十四条において「認定計画」という。)の内容と現況との間の相違等

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県知事等が必要と認める事項

2 認定事業者は、前年度における居住安定援助の実施の状況及び前項各号に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を認定計画ごとに作成し、毎年六月三十日までに都道府県知事等に報告しなければならない。

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

**第三十一条** 法第五十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請)

**第三十二条** 法第五十条第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を、都道府県知事等に提出しなければならない。

(専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間)

**第三十三条** 法第五十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(公示)

**第三十四条** 認定事業者は、認定計画に記載された事項(法第四十条第二項第一号、第二号(認定住宅の存する市町村の名称に限る。)、第三号及び第七号から第十号まで並びに第七条第六号に掲げる事項に限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(認定事業者の遵守すべき事項)

**第三十五条** 法第五十一条の認定事業者の遵守すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守すること。
- 二 法第四十六条第一項の規定に基づき認定住宅入居者に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。
- 三 自ら管理する認定住宅を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて認定住宅入居者の居住の安定の確保に支障を及ぼさないように努めること。
- 四 福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業を実施する者(次号において「福祉サービス等事業者」という。)又はその従業者に対して、当該サービスを利用する者又はその家族に当該認定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 福祉サービス等事業者又はその従業者から、認定住宅入居者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないこと。

六 認定住宅において提供する居住安定援助について、特定の認定住宅入居者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

七 認定住宅入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該認定住宅入居者に対し、提供できる居住安定援助の内容その他認定住宅に關し必要な情報の提供を行い、その心身の状況や希望に応じた居住安定援助を提供することともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めること。

八 プライバシーの確保に配慮した運営を行うこと。

九 認定住宅入居者に対する居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該認定住宅入居者に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

十 正當な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らさないこと。

十一 認定事業者の職員であった者が、正當な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

十二 その他基本方針に照らして適切な業務を行うこと。

2 認定事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、認定住宅入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該認定事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第二十七条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、同条中「認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者」とあるのは、「認定住宅入居者」と、同条第一項及び第五項中「法第四十六条第二項」とあるのは、「第三十五条第二項」と、「当該住宅確保要配慮者」とあるのは、「当該認定住宅入居者」と読み替えるものとする。

(認定事業者の要件)

**第三十六条** 法第五十三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 支援協議会の構成員であること。
- 二 支援法人であること。

三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第三条第一項の登録を受けていること。

四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)第二十条第二号の登録を受けていること。

五 支援協議会の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

六 前各号のいずれかに該当する者と共同して居住安定援助賃貸住宅事業を実施する賃貸人であること。

七 第一号から第五号までのいずれかに該当する者に対し、認定住宅のうち、法第五十三条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護認定住宅入居者が入居するものの管理を委託していること。

(新設)

## (通知の方法)

**第三十七条** 法第五十三条第一項の規定による通知は、別記様式第十号による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一 当該通知をしようとする者が前条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

(情報の公示)

**第三十八条** 都道府県知事等は、法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第四十四条第三項に規定する計画の認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

**第四章** 住宅確保要配慮者居住支援法人

(支援法人に係る指定の申請)

**第三十九条** 法第六十条第一項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるるものとする。

- 一 支援業務を開始しようとする年月日
- 二 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先

(支援業務の実施に関する計画の記載事項)

**第四十条** 法第六十条第二項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 組織、人員及び運営に関する事項
- 二 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

三 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

四 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

2 前項第二号に掲げる支援業務の概要及び実施の方法に関する事項は、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含むものでなければならない。

(指定申請書に添付する書類)

(新設)

(新設)

(新設)

- 1 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 2 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 3 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 4 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 5 その他都道府県知事が必要と認める書類

(公示)

**第四十二条** 支援法人は、法第五十九条第一項の規定による指定を受けたときは、法第六十条第二項第一号の支援業務の実施に関する計画（次条において「実施計画」という。）に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(法第六十一条第一項の認可の申請)

**第四十三条** 支援法人は、法第六十一条第一項の規定により、法第六十条第一項第一号の種別を変更して新たに法第六十二条第一号又は第五号に掲げる業務（以下「債務保証業務等」という。）を行うための認可を受けようとするときは、法第六十条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項（同項第一号、第三号及び第六号に掲げる事項については、新たに行う業務に係るものに限る。）を記載した認可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 実施計画（新たに行う業務に係るものに限る。以下この条において同じ。）

二 当該申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（当該申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）

四 当該申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行つてある業務の概要を記載した書類

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請に係る支援法人が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をするものとする。

一 実施計画が、債務保証業務等の適確な実施のために適切なものであること。

二 実施計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 前号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

施行規則第二十九条に規定する知識及び能力並びに財産的な基礎を有するものであること。

四 支援業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて債務保証業務等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、債務保証業務等を公正かつ適確に行うことができるものであること。

4 支援法人は、法第六十一条第一項の認可を受けたときは、実施計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

**第四十四条** 法第六十一条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更（法第六十一条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第六十条第一項第五号に掲げる事項に係る変更とする。）

(事業計画の記載事項等)

**第四十五条** 法第六十五条第一項の支援業務に係る事業計画は、第四十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係る各事業年度における計画を含むものでなければならない。

2 支援法人は、法第六十五条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 支援法人は、法第六十五条第一項の認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(新設)

(新設)

(事業報告書等の提出)

**第四十六条** 法第六十五条第二項の支援業務に係る事業報告書は、第四十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係る各事業年度における実施状況を含むものでなければならない。

2 支援法人は、法第六十五条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

**第四十七条** 支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務のうち二以上の業務に関連する収入及び費用について、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

**第四十八条** 法第六十七条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債務保証業務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 保証契約等（保証委託契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者（法第二十条第二項に規定する登録住宅入居者をいう。以下このイにおいて同じ。）と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを当該登録住宅入居者が委託することを内容とするものをいう。次条第一項第一号において同じ。）及び保証契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者の委託を受けて賃貸人と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。本において同じ。）をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）の相手方の氏名及び住所

及び住所

ロ 保証契約等を締結した年月日

ハ 保証契約等の期間

二 保証契約等の内容

ホ 保証契約に基づく債務の弁済（ヘ及び次条第一項第三号において「弁済」という。）をした金額及び年月日

ヘ 弁済に係る求償（次条第一項第四号において「求償」という。）をした金額及び年月日

ト その他保証契約等に關し必要な事項

二 残置物処理等業務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 残置物処理等業務の相手方の氏名及び住所

ロ 残置物処理等業務を行った年月日

ハ 残置物処理等業務の内容

二 残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に係る事項

ホ その他残置物処理等業務に關し必要な事項

(新設)

(新設)

- 三 債務保証業務等を行う場合を除くほか、支援業務（住宅確保要配慮者から対価を得て当該支援業務を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に関する事項であつて、次に掲げるものの
- イ 当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所  
 支援業務を行つた年月日
- ハ 支援業務の内容

二 支援業務の対価及び提供の条件に関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十七条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該帳簿に記載した支援業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過するまでの間、保存しなければならない。

（書類の保存）

**第四十九条** 法第六十七条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

- 一 保証委託契約の申請に係る書類

- 二 保証契約等に係る書類

- 三 弁済に係る書類

- 四 求償に係る書類

- 五 住宅確保要配慮者との間で締結した残置物処理等業務に係る契約に係る書類

- 六 残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の賃貸借契約の解除に係る書類

- 七 残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の動産の保管、处分その他の処理に係る書類

- 八 残置物処理等業務に要した費用の請求その他金銭の授受に係る書類

- 2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて当該書類に代えることができる。

- 3 支援法人は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務等に係る契約の終了の日から起算して五年を経過するまでの間、保存しなければならない。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案）

**第五十条** 法第七十一条第一項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書

- に当該提案に係る都道府県賃貸住宅供給促進計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、市町村に対する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案について準用する。この場合において、同項中「第七十一条第一項」とあるのは、「第七十一条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

別記様式第一号（第四条第一項関係）

年 月 日

保護の実施機関 殿

登録事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 通 知 書

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

登録住宅の登録番号		
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員	
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人	
	ウ 賃貸住宅管理業者	
	エ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員	
	オ アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合 (上記オの場合を含む。)	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合 (上記オの場合を含む。)	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	
	指定を受けた都道府県	
上記ウの場合 (上記オの場合を含む。)	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合 (上記オの場合を含む。)	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円

被保護入居者の居住の確保を図る上で支障となる事情	ア 被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合  家賃等の納付期限  家賃等の督促を行った年月日  家賃等の請求に応じない理由
	イ 被保護入居者が家賃等を滞納している場合  家賃等の納付期限  家賃等の督促を行った年月日  家賃等を滞納している理由
	ウ 被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある場合  (例1) 登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃の滞納があった。 (例2) 認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。 (例3) 過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。
代理納付された金品の返還に関する事項等	ア 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
その他特記事項	

## 備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 登録事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 「被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情」欄には、家賃等の滞納期間及び額などの家賃等の滞納の状況、被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある事情などを具体的に記載すること。
- 4 「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。
- 5 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 6 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。

別記様式第二号（第五条関係）

年 月 日

都道府県知事  
市区の長  
福祉事務所設置町村の長

殿

別記様式第一号の次に次の九様式を加える。

(賃貸人)

認定申請者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定申請者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 居住安定援助計画認定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、  
居住安定援助計画について別紙のとおり認定を申請します。

## 備考

- 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- この書類は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに作成することとし、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに廃止の届出を行うこととする。

## 別紙(新規)

## I. 全体に係る事項

## 1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者

## 1-1. 賃貸人

## 法人の場合

商号、名称	(ふりがな)		
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号) (電話番号)		
代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
法人の役員	別添1のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号（宅地建物取引業者である場合）		
	住宅宿泊管理業の登録番号（住宅宿泊管理業者である場合）		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号（賃貸住宅管理業者である場合）		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		

## 個人の場合

氏名	(ふりがな)				
住所	(郵便番号) (電話番号)				
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人			
	商号、名称又は 氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)		
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)		
	法人の役員 (法人の場合)	別添2のとおり			
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)				
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)				
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)				
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)				
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)				

## 1-2. 援助実施者（賃貸人以外が行う場合）

## 法人の場合

商号、名称	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )		
代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
法人の役員	別添3のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号（宅地建物取引業者である場合）		
	住宅宿泊管理業の登録番号（住宅宿泊管理業者である場合）		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号（賃貸住宅管理業者である場合）		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		

## 個人の場合

氏名	(ふりがな)		生年月日	
住所	(郵便番号 ) (電話番号 )			
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
	商号、名称又は 氏名	(ふりがな)	生年月日	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )	(電話番号 )	
	法人の役員 (法人の場合)	別添4のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)			
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)			
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			

## 2. 居住安定援助の内容及び提供の対価に関する事項

## 2-1. 要援助者に対する安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの内容

安否確認	方法 (該当するものすべて)	<input type="checkbox"/> 通信機器 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他( )
	頻度* (最低)	
	異常発生後の 対応フロー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	委託事業者 (想定を含む)	
見守り	方法 (該当するものすべて)	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他( )
	頻度* (最低)	
	委託事業者 (想定を含む)	
福祉サー ビスへの つなぎ	つなぎ先リスト	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	適切につないだ ことを確認できる 対応フロー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	委託事業者 (想定を含む)	

※最低頻度のみ記載すること。

## 2-2. 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供の対価

安否確認	~	円/月・回
見守り	~	円/月・回
福祉サービスへのつなぎ	~	円/月・回
合計額 (設定している場合)	~	円/月

## 2-3. 2-1以外の居住安定援助の内容及び提供の対価(ある場合)

(内容)	対価(月額・1時間・1回)	~	円
	対価(月額・1時間・1回)	~	円
	対価(月額・1時間・1回)	~	円

## 2-4. その他居住安定援助の提供の条件に関する事項

--

## 3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数

申請棟数		棟
申請戸数	認定住宅	戸
	専用賃貸住宅	戸

## 4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲(範囲を定める場合)

入居を受け入れることとする 主な住宅確保 要配慮者	<input type="checkbox"/> 低額所得者	詳細がある場合は以下に 具体的に記入
	<input type="checkbox"/> 被災者(災害から3年以内)	
	<input type="checkbox"/> 高齢者	
	<input type="checkbox"/> 障害者	
	<input type="checkbox"/> 子どもを養育している者	
	<input type="checkbox"/> 外国人	
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等	
	<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者	
	<input type="checkbox"/> DV被害者	
	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等	
	<input type="checkbox"/> 帰国被害者等	
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等	
	<input type="checkbox"/> 保護観察対象者等	
	<input type="checkbox"/> 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等	
	<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性	
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する災害の被災者	
	<input type="checkbox"/> その他都道府県又は市區町村の供給促進 計画において定められた者	

## II. 棟別の事項(複数棟申請する場合は、住棟ごとに作成すること)

## 5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな)	
所在地 (住居表示※)	(郵便番号 )	
住宅に に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有权 <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 (期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

## 6. 居住安定援助賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

居住部分の 規模※	(最小)	m <sup>2</sup>	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の 場合は別添6)
	(最大)	m <sup>2</sup>	
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	□共同居住型賃貸住宅として使用		
着工又は竣工の 年月	構造	造	
その他	□着工 <input type="checkbox"/> 竣工	年 月	
	□認定後に耐震改修の工事を行い、工事完了後に耐震性等を確保する場合 (工事完了予定 年 月)		

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「(最小)」の欄に記載すること。

## 7. 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額*	(最低) 約	円	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は 別添6)
	(最高) 約	円	
共益費の概算額*	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
敷金の概算額*	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
その他賃貸の条件 に関する事項			

\*認定申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること。

## 8. 入居に関する問合せ先

商号、名称 又は氏名	
連絡先*	

\*「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。

別添 1

## 役員名簿（賃貸人用）

商号、名称	
-------	--

別添2

## 役員名簿（賃貸人の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

別添3

## 役員名簿（援助実施者用）

商号、名称	
-------	--

別添4

## 役員名簿（援助実施者の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

別添5

## 住宅の規模及び設備等

## 1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

※棟ごとに作成すること。

## 2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (m <sup>2</sup> )	設備 <sup>※1</sup>					住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅 ・既存住宅 の別 <sup>※2</sup>
	完 備	便 所	台 所	収 納	浴 室				
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	

注1) 住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 3. 共同利用設備等

設備等 <sup>※</sup>	
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合のみ○を記載すること。

別添6

## 住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）

## 1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

--

※棟ごとに作成すること。

## 2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (m <sup>2</sup> )	設備 <sup>※1</sup>						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当する ものを全て 記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅・ 既存住宅 の別 <sup>※2</sup>
	完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	洗 濯 室				
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	

注1) 住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 3. 共同利用設備等

設備等 <sup>※1</sup>		整備箇所数	想定利用住戸 <sup>※2</sup> の 入居可能者数等 <sup>※3</sup>	想定利用住戸の入居可能者数等／ 整備箇所数
便所				
洗面				
浴室		(うち浴室（シャ ワー室を除く）の 数： )		
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 想定利用住戸には、認定の対象としない住戸も含めること。

※3 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。）の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数（以下同じ。）

## 4. 延べ床面積等

全住戸 <sup>※</sup> の 入居可能者数等	当該地域における最低延べ床面積 (基本：全住戸の入居可能者数×15+10)	住棟の延べ床面積 (m <sup>2</sup> ) <sup>※</sup>

※全住戸数と延べ床面積には、認定の対象としない住戸も含めること。

別記様式第三号（第十九条関係）

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

殿

年 月 日

(賃貸人)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する  
法律施行規則第19条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと  
ができるない状態となったので、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅  
の供給の促進に関する法律施行規則第19条の規定に基づき、届け出ます。

記

氏名	
生年月日	
役名等	
届出者との関係	
認定番号	

## 備考

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

別記様式第四号（第二十二条第一項関係）

年 月 日

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

殿

(賃貸人)

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 居住安定援助計画の変更申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更の認定を申請します。

認定番号				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定期間	変更理由

## 備考

1. 変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を添付すること。

別記様式第五号（第二十三条第一項関係）

年 月 日

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

殿

(賃貸人)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

## 居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第3項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

居住安定援助賃貸住宅の名称*	
居住安定援助賃貸住宅の所在地*	
認定番号	
事業廃止予定日	
事業廃止の理由	

\*複数棟ある場合は、「(いずれか一つの名称)ほか」と記載すること。

(例:Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツほか」と記載すること)

別記様式第六号（第二十四条関係）

年 月 日

都道府県知事  
市區の長 殿  
福祉事務所設置町村の長

(賃貸人)

申請者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

申請者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

## 認定事業者の地位の承継に係る承認申請書

認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第24条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継の承認を申請します。

認定番号	
地位の承継前の居住安定援助賃貸住宅事業を行う者の商号、名称又は氏名	
承継予定年月日	
地位の承継が生じた原因	

## 備考

地位の承継の事実を証する書類及びその写しを添えて提出すること。

---

別記様式第七号（第二十五条関係）

年 月 日

認定事業者 殿

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

## 認定事業者の地位の承継の承認について（通知）

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第24条の規定に基づき申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る地位の承継について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条の規定に基づき承認をしたので通知します。

別記様式第八号（第三十条第二項関係）

年 月 日

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

殿

(賃貸人)

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

## 居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第49条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

認定番号	
住宅の名称*	
住宅の所在地*	

\*複数棟ある場合は、「(いずれか一つの名称)ほか」と記載すること。

(例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツほか」と記載すること)

**別紙****I 認定計画の内容と現況との間の相違**

認定内容（直近の認定事項）と現在（ 年 月 日現在）の状況に相違がないかを記入してください。また、Iについて報告すべき事項があるときはその内容を記入してください。

※①～⑩、⑫、⑭及び⑯の内容に相違が「あり」の場合は変更申請してください。

内 容	相違の有無
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
② 居住安定援助賃貸住宅の位置	
③ 居住安定援助賃貸住宅の戸数	
④ 居住安定援助賃貸住宅の規模	
⑤ 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備	
⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑦ 専用賃貸住宅の戸数 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑧ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件 (家賃、敷金及び共益費の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑨ 居住安定援助の内容	
⑩ 居住安定援助の提供の対価その他提供の条件 (対価の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑪ 法人である場合は役員の氏名 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑫ 未成年者である場合は法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員の氏名の変更に係る認定申請不要) ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑬ 居住安定援助賃貸住宅の名称	
⑭ 着工又は竣工の年月	
⑮ 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容	
⑯ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先	
報告すべき事項があるときはその内容	

## II 業務の法令適合性

業務の現在（年　月　日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

(適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。)

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付及び説明	① 認定住宅入居者※に対し、入居契約を締結するまでに居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
帳簿の備付け	② 認定住宅入居者※に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。 ③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。	
目的外使用	④ (該当する場合) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項に基づき承認を受けている。 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
その他遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	
	⑥ 認定住宅入居者※に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	
	⑧ 福祉サービス等事業者に認定事業者自身を紹介することの対償として金品等の利益を供与していない。	
	⑨ 福祉サービス等事業者から家族等を紹介することの対償として金品等の利益を收受していない。	
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者※に対して不当な差別的取扱いをしていない。	
	⑪ 認定住宅入居者※が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めている。	
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者※に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を漏らしていない。	
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	
適合性なしの理由		

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

## III 居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況

## 1 認定住宅の入居状況

## (1) 現在の状況 ( 年度末 )

認定住宅戸数①	うち専用賃貸住宅戸数②	認定住宅入居戸数 (※1) ③	うち住宅確保要配慮者の入居戸数 ④	うち要援助者(※2)の入居戸数⑤	空き戸数 ⑥ =①-③	専用賃貸住宅の供給状況 ②≤⑤+⑥	専用賃貸住宅の供給状況不可の場合の理由等

(※1) 住宅確保要配慮者以外の者が入居する認定住宅の戸数を含む。

(※2) 「要援助者」とは、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第14条第1号柱書に規定する者をいう。

## (2) 年度実績 ( 年度 )

認定住宅入居戸数 (累計)	うち住宅確保要配慮者の入居戸数 (累計)	うち要援助者の入居戸数 (累計)

(注) 一の年度中に、一の住戸に2(以上)の世帯が入居した場合は、「入居戸数(累計)」は「2(以上)」と記載する。(例: 4~9月にA世帯、10~3月にB世帯が入居した場合は、「2」と記載する。)

	低額所得者	被災者(災害から3年以内)	高齢者	障害者	子どもを養育している者	その他住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者の入居戸数(累計)の属性別内訳						
うち要援助者の入居戸数(累計)の属性別内訳						

(注) 一の住戸に入居する住宅確保要配慮者が複数の属性に該当する場合は、当該住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 高齢者かつ障害者である者が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。) 一の住戸に入居する世帯に、属性の異なる複数の住宅確保要配慮者が含まれる場合は、当該世帯の住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 一の住戸に、高齢者である親と障害者である子が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

## 2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)の年度実績( 年度 )

## (1) 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)の提供体制

外部委託の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
委託の内容	
外部委託契約書の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
外部委託の特記事項	

## (2) 要援助者に提供した安否確認(1日に1回以上)の実施状況

実施方法 (該当するものすべて)	<input type="checkbox"/> 通信機器 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他 ( )
延べ異常発生回数	

異常発生後 の対応結果	入居者の状況	異常あり（　件）⇒うち死亡件数（　件） 無事（　件）
	入居者の状況 異常ありの場合の 対応状況	対応あり（　件） 対応なし（　件）⇒理由 ( )

## (3) 要援助者に提供した見守り（1ヶ月に1回以上）の実施状況

実施方法	
延べ実施回数	
実施状況	<input type="checkbox"/> 1ヶ月に1回以上見守りを実施した 実施していない場合の理由

## (4) 要援助者に提供した福祉サービスへのつなぎの実施状況

つなぎを行った合計人数

属性(重複可)	新規につなぎを行った合計回数					
	自治体	自治体の相談機関	民間事業者等			
つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数	
低額所得者						
被災者 (災害から3年以内)						
高齢者						
障害者						
子どもを 養育している者						
その他 住宅確保 要配慮者						

実施状況	<input type="checkbox"/> 要援助者に必要なつなぎを実施した <input type="checkbox"/> 福祉サービスにつなぐ必要がなかった <input type="checkbox"/> その他（　　）

3 認定住宅入居者<sup>(※1)</sup>に対する居住安定援助（「2 要援助者に対する居住安定援助（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）」以外）の年度実績（　　年度）

提供した居住安定援助（「2 要援助者に対する居住安定援助（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）」以外）の内容 <sup>(※2)</sup>	提供を受けた認定住宅入居者数	提供を受けた認定住宅入居者の主な属性 <sup>(※3)</sup>

(※1) 法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

(※2) 「認定住宅入居者（要援助者以外）に対し、居住安定援助を実施した場合」及び「要援助者に対し、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ以外の居住安定援助を実施した場合」について記載。

(※3) 低額所得者、被災者（災害から3年以内）、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅確保要配慮者（具体的に記載）。

別記様式第九号（第三十二条関係）

年 月 日

都道府県知事  
市區の長  
福祉事務所設置町村の長

(賃貸人)

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 目的外使用に係る承認申請書

専用賃貸住宅の入居者を一定期間確保することができなかつたため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行なう住戸の空室期間※	年 月 日～ 年 月 日 ( か月間)
定期建物賃貸借の契約期間※		

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

別記様式第十号（第三十七条第一項関係）

年 月 日

保護の実施機関 殿

## (賃貸人)

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

## 通 知 書

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

認定番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人
	ウ 賃貸住宅管理業者
	エ 登録家賃債務保証業者
	オ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員
	カ アからオまでのいずれかに該当する者と共同で認定を受けている賃貸人
	キ アからオまでのいずれかに認定住宅の管理を委託する認定事業者
上記アの場合 (上記キの場合を含む。)	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称
上記イの場合 (上記キの場合を含む。)	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
	指定を受けた都道府県

上記ウの場合 (上記キの場合を含む。)	賃貸住宅管理業者の名称
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号
上記エの場合 (上記キの場合を含む。)	登録家賃債務保証業者
	登録番号
上記オの場合 (上記キの場合を含む。)	所属する団体の名称
	団体の構成員の氏名又は名称
上記カの場合	共同で認定を受けている者の区分（ア～オのいずれかを記載）
	共同で認定を受けている者の氏名又は名称
被保護認定住宅入居者の氏名及び住所	氏 名
	住 所
毎月の家賃等の額	家 賃
	共 益 費
代理納付された金品の返還に関する事項等	ア 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護認定住宅入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。
	イ 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護認定住宅入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。
	ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける認定事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
	その他特記事項

## 備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 認定事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 4 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。

(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第二条** 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	(高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業)	(高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業)
<b>第一条</b> 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。		
一・一 (略)		
一・二 (略)		
五 生活相談サービスを提供する事業	(略)	(略)
六・七 (略)	(住民の意見を反映させるために必要な措置)	(住民の意見を反映させるために必要な措置)
<b>第三条</b> 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上上の者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定(第二号において「要介護認定」という。若しくは同条第二項に規定する要支援認定(同号において「要支援認定」という。)を受けている六十歳未満の者(地域再生法(平成十七年法律第二十号)第十七条の七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、都道府県高齢者居住安定確保計画(法第四条の二第三項において準用する場合にあつては、市町村高齢者居住安定確保計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。	(年齢その他の要件)	(年齢その他の要件)
<b>第六条</b> 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	(登録申請書の記載事項)	(登録申請書の記載事項)
一・一 (略)		
三 入居契約の形態		
四 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地に関する権利の種別及び内容		
一・二 (略)		
<b>第六条</b> 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	(登録申請書の記載事項)	(登録申請書の記載事項)
一・一 (略)		
三 法第六条第一項第十二号の入居契約(以下単に「入居契約」という。)の形態		
四 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地(以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。)に関する権利の種別及び内容		
一・二 (略)		

五・七 (略)  
八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可及び法第五十七条第二項の規定による届出の有無

九 (略)  
十 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する法第四条第二項第二号に規定する高齢者居住生活支援事業の用に供するための施設の名称、位置及び種類

十一・十六 (略)

(加齢対応構造等の基準)

第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十七条第一項第二号に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

一 (略)  
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものである。」。

$$\frac{R}{T} \leq \frac{22}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

(T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。次号において同じ。)

T 踏面の寸法 (単位 センチメートル)

R けあげの寸法 (単位 センチメートル)

三・五 (略)

(家賃等の前払金の返還方法)

第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 入居者の入居後、家賃等の前払金の算定の基礎(法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎をいう。)として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号に規定する場合を除く。)にあつては、当該期間

2 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第六条第一項第十二号の家賃等(以下「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法

二 (略)

(帳簿)

第二十一条 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十九条の帳簿(次項において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 (略)

五・七 (略)  
八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無

九 (略)  
十 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居住生活支援事業の用に供するための施設(以下「高齢者居住生活支援施設」という。)の名称、位置及び種類

十一・十六 (略)

(加齢対応構造等の基準)

第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十四条第一号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

一 (略)  
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものである。」。

$$\frac{R}{T} \leq \frac{22}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

(T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。)

T 踏面の寸法 (単位 センチメートル)

R けあげの寸法 (単位 センチメートル)

三・五 (略)

(家賃等の前払金の返還方法)

第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 入居者の入居後、法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあつては、当該期間

2 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第六条第一項第十二号の家賃等(以下単に「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法

二 (略)

(帳簿)

第二十一条 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十九条の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 (略)

(登録住宅の目的外使用の承認を受けるための登録住宅の入居者を確保することができない期  
間)

**第二十二条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

**第二十三条**

(登録住宅の目的外使用の承認の申請)

**第二十四条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第二十五条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第二十六条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第二十七条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第二十八条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第二十九条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十一条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十二条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十三条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十四条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十五条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十六条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十七条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十八条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第三十九条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十一条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十二条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十三条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十四条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十五条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十六条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十七条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十八条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第四十九条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

**第五十条**

法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、別記様式第三号による申請書

別紙

1. ~ 4. (略)

(新設)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

## 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

(略)	(略)
終身賃貸事業者の事業の認可等	<input type="checkbox"/> 法第52条第1項の認可を受けている <input type="checkbox"/> 法第57条第2項の届出をしている
(略)	(略)

6. ~12. (略)

別添1 ~ 別添5 (略)

別記様式第三号（第二十三条関係）

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

殿

登録事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 目的外使用に係る承認申請書

登録住宅の入居者を一定期間確保することができなかつたため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第23条の規定に基づき、高齢者等の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

登録番号					
住戸番号	目的外使用を行う住戸の空室期間※	年 月 日	~	年 月 日	(か月間)
定期建物賃貸借の契約期間※					

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

## 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

(略)	(略)
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
(略)	(略)

6. ~12. (略)

別添1 ~ 別添5 (略)

(新設)

(公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正)

**第三条** 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(公営住宅法第四十五条第一項の事業)

**第一条** 公営住宅法(以下「法」という。)第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十号)第五条第十八項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業

四 (略)

五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第二百十二号)第八条に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる事業

六 (略)

七 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二条第一項に規定する登録事業者又は同法第四十四条第三項に規定する認定事業者

五 (略)  
(法第四十五条第一項の者)

**第二条** 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・七 (略)  
(新設)

(公営住宅法第四十五条第一項の事業)

**第一条** 公営住宅法(以下「法」という。)第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十号)第五条第十七項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業

四 (略)  
(新設)

五 (略)  
(法第四十五条第一項の者)

**第二条** 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・七 (略)  
(新設)

附 則

(施行期日)  
第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年七月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第三条第一項及び第二項の規定による認可の申請、その認可及び公示並びにこれらに関必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第一条の規定による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第四十三条の規定の例により行うことができる。

(国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(次条第一項において「旧法」という。)第四十条の規定により指定された支援法人(次条において「現支援法人」という。)であるものは、この省令の施行後遅滞なく、新規則第三十九条第二号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第四条 現支援法人については、改正法第一条の規定による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「新法」という。)第六十五条第一項に規定する事業計画及び収支予算(この省令の施行の際現に行われている旧法第四十二条各号に掲げる支援業務(次条において「現支援業務」という。)であつて、この省令の施行の日以後も引き続き行われるものに係る部分に限る。以下この項において「事業計画等」という。)に係る新法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県知事の認可の申請(次項において「認可申請」という。)に係る新規則第四十五条第一項の規定は、令和八年四月一日以後最初に開始する事業年度(次項及び次条において「令和八年事業年度」という。)に係る事業計画等から適用することができる。

2 現支援法人は、令和八年事業年度の認可申請に当たっては、新規則第四十二条に規定する実施計画を添付しなければならない。この場合において、当該現支援法人は、同条の規定の例により当該実施計画に記載された事項を公示しなければならない。

第五条 新規則第四十六条第一項の規定は、令和八年事業年度に係る新法第六十五条第二項に規定する事業報告書(現支援業務であつて、この省令の施行の日以後も引き続き行われるものに係る部分に限る。)から適用することができる。

第六条 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第四十八条第一項第一号イに規定する保証契約等又は同項第三号に規定する支援業務に係る契約が締結された場合における新法第六十七条第一項に規定する帳簿の記載事項については、新規則第四十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお從前の例によることができる。

第七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

改 正 後			改 正 前		
(基礎特定信用情報に含まれる事項)			(基礎特定信用情報に含まれる事項)		
<b>第一百八条</b> 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、 購入者等に係る次に掲げる事項とする。			<b>第一百八条</b> 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、 購入者等に係る次に掲げる事項とする。		
一〇四 (略)			一〇四 (略)		
五 本人確認書類 (犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則(平成二十年 内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土 交通省令第一号)第六条第一項第二号に 規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許 可書、同規則第七条第一号イに規定する 運転免許証等、在留カード若しくは特別 永住者証明書又は同号ハに規定する在留 カード若しくは特別永住者証明書をい う。以下この号において同じ。)に記載さ れている本人を特定するに足りる番号、 記号その他の符号 (加入包括信用購入あ つせん業者が、本人確認書類の提示を受 ける方法その他の犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則第六条第一項 第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくは ヨに掲げる方法により犯罪による収益の 移転防止に関する法律(平成十九年法律 第二十二号)第四条第一項の規定による 確認(同項第一号に掲げる事項に係るも のに限る。)を行つた場合又は加入個別信 用購入あつせん業者が本人確認書類の提 示若しくは本人確認書類に記載されてい る本人を特定するに足りる番号、記号そ			五 本人確認書類 (犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則(平成二十年 内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土 交通省令第一号)第六条第一項第二号に 規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許 可書、同規則第七条第一号イに規定する 運転免許証等、在留カード若しくは特別 永住者証明書又は同号ハに規定する在留 カード若しくは特別永住者証明書をい う。以下この号において同じ。)に記載さ れている本人を特定するに足りる番号、 記号その他の符号 (加入包括信用購入あ つせん業者が、本人確認書類の提示を受 ける方法その他の犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則第六条第一項 第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくは ヨに掲げる方法により犯罪による収益の 移転防止に関する法律(平成十九年法律 第二十二号)第四条第一項の規定による 確認(同項第一号に掲げる事項に係るも のに限る。)を行つた場合又は加入個別信 用購入あつせん業者が本人確認書類の提 示若しくは本人確認書類に記載されてい る本人を特定するに足りる番号、記号そ		

改 正 後			改 正 前		
(基礎特定信用情報に含まれる事項)			(基礎特定信用情報に含まれる事項)		
<b>第一百八条</b> 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、 購入者等に係る次に掲げる事項とする。			<b>第一百八条</b> 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、 購入者等に係る次に掲げる事項とする。		
一〇四 (略)			一〇四 (略)		
五 本人確認書類 (犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則(平成二十年 内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土 交通省令第一号)第六条第一項第二号に 規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許 可書、同規則第七条第一号イに規定する 運転免許証等、在留カード若しくは特別 永住者証明書又は同号ハに規定する在留 カード若しくは特別永住者証明書をい う。以下この号において同じ。)に記載さ れている本人を特定するに足りる番号、 記号その他の符号 (加入包括信用購入あ つせん業者が、本人確認書類の提示を受 ける方法その他の犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則第六条第一項 第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくは ヨに掲げる方法により犯罪による収益の 移転防止に関する法律(平成十九年法律 第二十二号)第四条第一項の規定による 確認(同項第一号に掲げる事項に係るも のに限る。)を行つた場合又は加入個別信 用購入あつせん業者が本人確認書類の提 示若しくは本人確認書類に記載されてい る本人を特定するに足りる番号、記号そ			五 本人確認書類 (犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則(平成二十年 内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土 交通省令第一号)第六条第一項第二号に 規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許 可書、同規則第七条第一号イに規定する 運転免許証等、在留カード若しくは特別 永住者証明書又は同号ハに規定する在留 カード若しくは特別永住者証明書をい う。以下この号において同じ。)に記載さ れている本人を特定するに足りる番号、 記号その他の符号 (加入包括信用購入あ つせん業者が、本人確認書類の提示を受 ける方法その他の犯罪による収益の移転 防止に関する法律施行規則第六条第一項 第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくは ヨに掲げる方法により犯罪による収益の 移転防止に関する法律(平成十九年法律 第二十二号)第四条第一項の規定による 確認(同項第一号に掲げる事項に係るも のに限る。)を行つた場合又は加入個別信 用購入あつせん業者が本人確認書類の提 示若しくは本人確認書類に記載されてい る本人を特定するに足りる番号、記号そ		

る方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項の規定による確認(同項第一号に掲げる事項に係るものに限り、)を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の

○国土交通省令第七十一号  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第二百四号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)を実施するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限り、)を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の

## 附 則

2・3 (略)

2・3 (略)

(新設)

の他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限り、)を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)

の他の符号の通知を受けた場合(個別信

用購入あつせん関係販売業者又は個別信

用購入あつせん関係役務提供事業者を通

じた加入個別信用購入あつせん業者への

提示又は通知を含む。)

の他の符号の通知を受けた場合(個別信

用購入あつせん関係販売業者又は個別信

用購入あつせん関係役務提供事業者を通

じた加入個別信用購入あつせん業者への

提示又は通知を含む。)

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第一項第一号に規定する収入は、本人及び当該本人と同居するその配偶者等(配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)であつて、本人と生計を一にする者をいう。以下この条において「同居者」という。)の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、国土交通大臣の定めるところにより算定した額とし、以下この条において「所得金額」という。)の合計から一次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

二条第一項第一号に規定する収入は、本人及び当該本人と同居するその配偶者等(配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)であつて、本人と生計を一にする者をいう。以下この条において「同居者」という。)の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、国土交通大臣の定めるところにより算定した額とし、以下この条において「所得金額」という。)の合計から一次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

二 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者(次号において「同生計配偶者」という。)若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

## 三・七 (略)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。)

## 一・三 (略)

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一条。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

二 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者(次号において単に「同一生計配偶者」という。)若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族(以下この条において単に「扶養親族」という。)で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

## 三・七 (略)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。)

## 一・三 (略)

四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

二 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者(次号において単に「同一生計配偶者」という。)若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族(以下この条において単に「扶養親族」という。)で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

## 三・七 (略)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。)

## 一・三 (略)

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一条。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第二号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

六・七 (略)

八 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する保護観察対象者、同法第八十二条第一項、第八十三条若しくは第八十三条の二第二項の生活環境の調整の対象となつてゐる者、同法第八十五条第一項に規定する更生緊急保護を受けてゐる者又は同法第八十八条の二の刑執行終了者等に対する援助を受けている者

九 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されていた者又は労役場に留置されていた者(前号に掲げる者を除く。)

十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第二条に規定する困難な問題を抱える女性

(新設)

## 九・十 (略)

十一 前各号に掲げる者のか、都道府県賃貸住宅供給促進計画又は市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

(削る)

十二 前各号に掲げる者のか、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

(住民の意見を反映させるために必要な措置)

第十四条 法第五条第八項(法第六条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定められる方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画(法第六条第三項において準用する場合にあっては、市町村賃貸住宅供給促進計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

**第三章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業**

**第六条・第七条** (略)

(登録申請書の記載事項)

**第八条** 法第九条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

一 登録(法第八条(法第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の登録をいう。次号、次条、第二十五条第五号、第二十六条第一項及び第二十七条第一項第一号において同じ。)を受けようとする者が法人である場合においては、その役員の氏名

二 登録を受けようとする者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)

三・六 (略)

七 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の全部又は一部が、法第九条第一項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である場合にあつては、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の位置及び戸数

(登録申請書に添付する書類)

**第九条** 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類(第十八条第二項において「添付書類」という。)は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第十二条第一号に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面

五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下この号及び第十二条第一号口において「耐震関係規定」という。)に適合するもの又はこれに準ずることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、登録の申請時に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものではなく、かつ、申請前に当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十二条第一号口(2)及び第十八条第二項において同じ。)の工事を行うことができる特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面を記載した書面をもつて代えることができる。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断(同法第二条第一項に規定する耐震診断をいう。)の結果についての報告書

ロ 既存住宅(建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。ハ及び次条において同じ。)に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条第三項の建設住宅性能評価書

**第七条・第八条** (新設) (略)

(登録申請書の記載事項)

**第九条** 法第九条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

一 法人である場合においては、その役員の氏名

二 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)

三・六 (略)

七 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の全部又は一部が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である場合にあつては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の位置及び戸数

(登録申請書に添付する書類)

**第十条** 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類(第十七条第二項において「添付書類」という。)は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第十二条第一号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面

五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下この号及び第十二条第一号口において「耐震関係規定」という。)に適合するもの又はこれに準ずることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、登録の申請時に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものではなく、かつ、申請前に当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十二条第一号口(2)及び第十七条第二項において同じ。)の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもつて代えることができる。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条第三項の建設住宅性能評価書

## (規模の基準)

**第十一条** 法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

- 一 既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。）十八平方メートル
- 二 次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。）十八平方メートル
- 三 既存住宅であつて次条第二号イただし書に規定する場合 十三平方メートル
- 四 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合 国土交通大臣が定める基準

## (構造及び設備の基準)

**第十二条** 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。
  - (2) 第九条第五号ただし書に規定する場合にあつては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。
- 二 （略）

## (口次のいずれかに該当すること)

- (1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。
- (2) 第九条第五号ただし書に規定する場合にあつては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。

- 二 （略）
- （入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

**第十二条** 法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

## (賃貸の条件に関する基準)

**第十三条** 法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

## (都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

**第十四条** 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十条及び第十二条第一号の基準を強化し、又は緩和することができる。

## (市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

**第十五条** 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十条及び第十二条第一号の基準を強化し、又は緩和することができる。

**第十六条・第十七条** （略）

## (規模の基準)

**第十二条** 法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートル（次条第二号イただし書に規定する場合にあつては、十八平方メートル）とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合については、国土交通大臣が定める基準によることができる。

## (新設)

## (新設)

## (新設)

## (構造及び設備の基準)

**第十二条** 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。
  - (2) 第十条第五号ただし書に規定する場合にあつては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。
- 二 （略）

- 二 （略）
- （入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

**第十三条** 法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

## (賃貸の条件に関する基準)

**第十四条** 法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

## (都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

**第十五条** 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

## (市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

**第十六条** 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

**第十六条の二・第十六条の三** （略）

**(登録事項等の変更の届出)****第十八条** (略)

2 法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたもの及び第九条第五号イからニまでに掲げる書類（同号ただし書に規定する場合において、耐震改修の工事が完了したときに限る。）とする。

**第十九条** (略)**(家賃債務保証業者の要件)**

第二十条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 支援法人であつて、法第六十二条第一号に掲げる業務を行うもの
- 二 前号に掲げる者のほか、家賃債務（法第二十条第二項に規定する家賃債務をいう。以下同じ。）の保証を適正かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

**第二十一条・第二十二条** (略)**(登録事務の引継ぎ)**

第二十三条 都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合及び法第三十六条第一項の規定により行つてはいる登録事務を行わないこととする場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

**一～三** (略)**第二十四条** (略)**(登録事務規程の記載事項)**

第二十五条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一～五 (略)
- 六 登録簿並びに次条第三項に規定する帳簿及び第二十七条第三項に規定する書類の管理に関する事項

**七** (略)**(帳簿)****第二十六条** (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該記録をもつて法第三十一条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

**三** (略)**(登録事務の引継ぎ)**

第二十八条 指定登録機関は、法第三十六条第三項に規定する場合（同条第一項の規定により都道府県知事が行つてはいる登録事務を行わないこととする場合を除く。）にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録簿並びに第三十六条第三項に規定する帳簿及び前条第三項に規定する書類を都道府県
- 二 知事に引き継ぐこと。

**三** (略)**(登録事項等の変更の届出)****第十七条** (略)

2 法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたもの及び第十条第五号イからニまでに掲げる書類（同号ただし書に規定する場合において、耐震改修の工事が完了したときに限る。）とする。

**第十八条** (略)**(家賃債務保証業者の要件)**

第二十条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

**第二十一条・第二十二条** (略)**(登録事務の引継ぎ)**

第二十二条 都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

**一～三** (略)**第二十三条** (略)**(登録事務規程の記載事項)**

第二十三条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一～五 (略)
- 六 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

**七** (略)**(帳簿)****第二十四条** (略)

2 前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該記録をもつて法第三十一条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

**三** (略)**(登録事務の引継ぎ)**

第二十六条 指定登録機関は、法第三十六条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

**三** (略)

**第四章 住宅確保要配慮者居住支援法人**  
**(法第五十九条第一項第三号に規定する要件)**

第二十九条 法第五十九条第一項第三号の知識及び能力並びに財産的な基礎であつて国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

- イ 債務保証業務を行う場合 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力であつて、保証契約等(保証委託契約(支援法人が賃借人である登録住宅入居者(法第二十条第二項に規定する登録住宅入居者をいう。以下このイにおいて同じ。)と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを当該登録住宅入居者が委託することを内容とするものをいう。)及び保証契約(支援法人が賃借人である登録住宅入居者の委託を受けて賃貸人と締結する契約であつて、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。以下このイにおいて同じ。)をいう。次条第一号ホにおいて同じ。)の募集及び締結、当該保証契約に基づく債務の弁済、求償権の行使その他の業務を登録住宅入居者その他の者の権利を侵害することがないよう公正かつ適確に行うことができるもの

- (1) 法第六十二条第二号から第五号までに掲げるいずれかの業務の経験

- (2) 第二十条第二号の登録を受けている者としての業務の経験

- (3) その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験

- ロ 残置物処理等業務を行う場合 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力であつて、住宅確保要配慮者の意向の把握、残置物処理等業務に係る契約の締結、当該契約に基づく事務の処理その他の業務を当該住宅確保要配慮者及びその相続人その他の者の利益のために公正かつ適確に行うことができるもの

- (1) 法第六十二条第一号から第四号までに掲げるいずれかの業務の経験

- (2) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の経験

- (3) その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験

二 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

イ 法第五十九条第一項の規定による指定の申請の日の属する事業年度における財産及び損益の状況が良好であること

- ロ 財産及び損益の状況が当該指定の申請の日の属する事業年度以降良好に推移すること見込まれること
- ハ 行おうとする支援業務(債務保証業務又は残置物処理等業務に限る。)の内容、規模及び態様に照らして、当該支援業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること

(削る)

(新設)

**第五章 住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定の申請**  
**(法第五十七条)**

第二十七条 法第四十条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
 二 法第四十条に規定する支援業務(以下単に「支援業務」という。)を行おうとする事務所の所在地  
 三 支援業務を開始しようとする年月日

(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)

**第三十条** (債務保証業務規程及び残置物処理業務規程で定めるべき事項)

法第六十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる規程の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十四条第一項第一号に規定する債務保証業務規程 次に掲げる事項

イ 被保証人の資格

ロ 保証の範囲

ハ 保証の金額の合計額の最高限度

二 一被保証人についての保証の金額の最高限度

木 保証契約等の締結及び変更に関する事項

ト 保証委託料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

チ 債権の行使方法及び償却に関する事項

リ 債務保証業務の委託に関する事項

二 法第六十四条第一項第二号に規定する残置物処理等業務規程 次に掲げる事項

イ 委託者の資格

ロ 残置物処理等業務の実施の方法に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むもの

住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の内容に関する事項

(1)の契約の締結及び変更に関する事項

残置物処理等業務の実施の手順に関する事項

ハ 残置物処理等業務の委託に関する事項

二 残置物処理等業務に関する費用の請求その他の金銭の授受に関する事項

二 残置物処理等業務に関する費用の請求その他の金銭の授受に関する事項

九八七六五四三

保証の金額の合計額の最高限度  
一被保証人についての保証の金額の最高限度  
保証契約の締結及び変更に関する事項  
保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項  
保証債務の弁済に関する事項  
求償権の行使方法及び償却に関する事項  
業務の委託に関する事項

**第二十八条** (債務保証業務規程で定めるべき事項)

法第四十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 被保証人の資格

イ 被保証人の資格

ロ 保証の範囲

ハ 保証の金額の最高限度

二 一被保証人についての保証の金額の最高限度

木 保証契約等の締結及び変更に関する事項

ト 保証委託料に関する事項

チ 債権の行使方法及び償却に関する事項

リ 債務保証業務の委託に関する事項

二 法第六十四条第一項第二号に規定する残置物処理等業務規程 次に掲げる事項

イ 委託者の資格

ロ 残置物処理等業務の実施の方法に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むもの

住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の内容に関する事項

(1)の契約の締結及び変更に関する事項

残置物処理等業務の実施の手順に関する事項

ハ 残置物処理等業務の委託に関する事項

二 残置物処理等業務に関する費用の請求その他の金銭の授受に関する事項

二 残置物処理等業務に関する費用の請求その他の金銭の授受に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書 (申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表 (申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録))

二 申請の日の属する事業年度における財産目録及び貸借対照表 (申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請に係る意思の決定を証する書類 法第四十条第一号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 組織及び運営に関する事項  
ロ 支援業務の概要に関する事項

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類  
六 現に行っている業務の概要を記載した書類  
七 その他都道府県知事が必要と認める書類

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(事業計画等の変更の認可の申請)

**第二十九条** 支援法人は、法第四十五条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

**第三十条** 支援法人は、法第四十五条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

**第三十一条** 支援法人は、法第四十三条第一項に規定する債務保証業務（次条第三項及び第三十三条第三項において単に「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務（次項において「債務保証業務等」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 支援法人は、債務保証業務等とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

**第三十二条** 法第四十七条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四十二条第一号に規定する家賃債務の保証（以下この項及び次条第一項第一号において「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所

二 債務の保証を行った年月日

三 債務の保証の内容

四 その他の債務の保証に関する必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十七条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

**第三十三条** 法第四十七条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 債務の保証の申請に係る書類

二 保証契約に係る書類

三 弁済に係る書類

4 求償に係る書類

2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて前項の書類に代えることができる。

3 支援法人は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

**第五章 認定家賃債務保証業者**

(認定の申請)

**第三十一条** 法第七十二条第一項の規定により国土交通大臣の認定を申請しようとする者は、別記様式第四号による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(法第七十二条第一項第二号の関係者)

**第三十二条** 法第七十二条第一項第三号の国土交通省令で定める関係者は、友人、知人その他の住宅確保要配慮者が氏名を知り、かつ面識がある自然人とする。

(認定の基準)

**第三十三条** 法第七十二条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第二十条各号のいずれかに該当する者によって家賃債務保証業務が行われること。

二 保証委託契約 (認定保証業者が賃借人である住宅確保要配慮者の家賃債務を保証することを当該住宅確保要配慮者が委託することを内容とするものをいう。以下同じ。)の締結の実績並びに標準的な保証委託契約の内容及びその締結の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものであること。

(申請書の記載事項)

三 家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を求めないものであること。

四 保証委託契約に係る保証委託料が、当該保証委託契約の履行のために要する費用に照らして不當に高いものでないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十四条 法第七十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、認定(法第七十二条第一項の認定を

いう。以下この章において同じ。)を受けようとする者が第二十条第二号に該当する者であつて、国土交通大臣において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

一 認定を受けようとする家賃債務保証業者が法人である場合においては、その役員の氏名及び第三十八条に規定する使用者があるときは、その者の氏名

二 認定を受けようとする家賃債務保証業者が個人である場合において、第三十八条に規定する使用者があるときは、その者の氏名

三 認定を受けようとする家賃債務保証業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)

四 認定を受けようとする家賃債務保証業者が次に掲げる免許、登録又は指定(以下この号において「免許等」という。)を受けている場合は、当該免許等の番号その他免許等を受けていることを証する事項

イ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項の免許

ロ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録

ハ 法第五十九条第一項の規定による指定

二 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二十二条第一項の登録

ホ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)第三条第一項の登録

ヘ 第二十条第二号の登録

- 五 家賃債務保証業務を行う区域（認定を受けようとする者が支援法人の場合は、都道府県知事の指定（法第五十九条第一項の規定による指定をいう。）を受けた当該都道府県の区域）  
六 家賃債務保証業務に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるもの）  
六号において同じ。）及び組織体制に関する事項

- 八 家賃債務保証業務の実施の方法に関する問合せを受けるための連絡先  
（申請書に添付する書類）

**第三十五条** 法第七十二条第三項の国土交通省令で定める書類（第三十九条第一項において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第二号から第五号までに掲げる書類については、認定を受けようとする者が第二十条第二号に該当する者であつて、国土交通大臣において当該書類の添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一 別記様式第五号による法第七十三条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 認定を受けようとする者が法人である場合においては、その代表者、役員及び第三十八条第一項に規定する使用人の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他のその者が本人であることを確認するに足りる書類（次号において「本人確認書類」という。）

三 認定を受けようとする者が個人である場合には、その者、第三十八条に規定する使

用人及び法定代理人（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に限る。）（法定代理人が法人である場合においては、その代表者）の本人確認書類

四 認定を受けようとする者が法人である場合には定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）

五 認定を受けようとする者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書（これに準ずるもの）

六 家賃債務保証業務に関する内部規則等及び組織体制に関する事項を記載した書類

七 別記様式第六号による業務の状況に関する事項を記載した書類  
（心身の故障により家賃債務保証業務を適正に行うことができない者の登記事項証明書）

**第三十六条** 法第七十三条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により家賃債務保証業務を適正に行うに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない使用者とする。

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

**第三十七条** 認定保証業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定保証業者又はその法第七十三条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用者が精神の機能の障害を有することにより認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記様式第七号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

**(使用者)**

**第三十八条** 法第七十三条第七号及び第八号の国土交通省令で定める使用人は、家賃債務保証業務に係る事務所又は営業所の代表者である使用人とする。

**(認定保証業者の変更の届出等)**

**第三十九条** 法第七十四条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第八号による届出書により行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

**第四十条** 法第七十五条第一項の規定による廃止の届出は、変更の内容及び変更年月日とする。  
(廃止の届出)

**第四十一条** 法第七十六条第一項の家賃債務保証業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保証契約等(保証委託契約及び保証契約(認定保証業者が賃借人である住宅確保要配慮者の委託を受けて賃貸人と締結する契約であつて、当該認定保証業者が当該住宅確保要配慮者の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。第五号において同じ。)をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)の相手方の氏名及び住所

二 保証契約等を締結した年月日

三 保証契約等の期間

四 保証契約等の内容

五 保証契約に基づく債務の弁済(次号及び次条第一項第三号において「弁済」という。)をした金額及び年月日

六 弁済に係る求償(次条第一項第四号において「求償」という。)をした金額及び年月日

七 認定住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合において、これを拒んだ場合には、その理由及び年月日並びに当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所

八 その他保証契約等に係る必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ認定保証業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十六条第一項の帳簿(次項において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 認定保証業者は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、家賃債務保証業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

(書類の保存)

**第四十二条** 法第七十六条第二項の家賃債務保証業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 保証委託契約の申請に係る書類

二 保証契約等に係る書類

三 弁済に係る書類

四 求償に係る書類

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

**(新設)**

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ認定保証業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて当該書類に代えることができる。

3 認定保証業者は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、家賃債務保証業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（標識の掲示）

**第四十三条** 認定保証業者は、その事務所又は営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第十号による標識を掲げなければならない。

（保険金額に乘じる割合）

**第四十四条** 法第八十条第三項の国土交通省令で定める割合は、認定住宅入居者の家賃債務（利息に係るもの）を除く。以下この条において同じ。の保証に係るものにあっては百分の七十から百分の九十までの範囲内とし、その他の家賃債務の保証に係るものにあっては百分の七十とする。

## 第六章 雜則

（権限の委任）

**第四十五条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、認定保証業者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号及び第五号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十二条第二項の申請書を受理し、同条第四項の認定を行い、及び同条第五項の規定により通知すること。

二 法第七十四条第一項の規定による届出を受理すること。

三 法第七十五条第一項の規定による届出を受理すること。

四 法第七十七条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

五 法第七十八条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

六 法第七十九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消し、及び同条第三項の規定により通知すること。

七 第三十四条ただし書の規定により記載の必要がないと認めること。

八 第三十五条ただし書の規定により添付の必要ないと認めること。

九 第三十七条の規定による提出を受理すること。

2 前項第四号及び第五号に掲げる権限で認定保証業者の主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

（新設）  
（新設）  
（新設）

別記様式第一号（第六条関係）

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

殿

登録申請者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

## 備考

- 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- この書類は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに作成することとし、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに廃止の届出を行うこととする。

## 別紙(新規)

## 1. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな).....
所在地 (住居表示※)	(郵便番号).....
住宅に に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有权 <input type="checkbox"/> 2. 貸借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 (期間 年 月 日から 年 月 日まで)

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

## 2. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者

## 2-1. 法人の場合

商号、名称	(ふりがな).....		
住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号).....	(電話番号).....	
代表者氏名	(ふりがな).....	生年月日	
法人の役員	別添 1 のとおり		
宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)			
住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)			
賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			

## 2-2. 個人の場合

氏名	(ふりがな).....		
住所	(郵便番号).....	(電話番号).....	
法定代理人 (未成年者である場合)	法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	
	(ふりがな).....	生年月日 (個人の場合)	
	(郵便番号).....	(電話番号).....	
	法人の役員 (法人の場合)	別添 2 のとおり	
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)		

## 3. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 戸		
居住部分の 規模※	(最小)	m <sup>2</sup>	詳細は別添3のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は別添4)
	(最大)	m <sup>2</sup>	
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	□ 共同居住型賃貸住宅として使用		
	構 造	造	
着工又は竣工の年月	<input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工	年 月	
その他	□ 登録後に耐震改修の工事を行い、工事完了後に耐震性等を確保する場合(工事完了予定 年 月)		

※登録申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「(最小)」の欄に記載すること。

## 4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲(範囲を定める場合)

入居を受け入れることとする主な住宅確保要配慮者	<input type="checkbox"/> 低額所得者	詳細がある場合は以下に具体的に記入
	<input type="checkbox"/> 被災者(災害から3年以内) <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 子どもを養育している者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等 <input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者 <input type="checkbox"/> DV被害者 <input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等 <input type="checkbox"/> 帰国被害者等 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等 <input type="checkbox"/> 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 <input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性 <input type="checkbox"/> 生活困窮者 <input type="checkbox"/> 國土交通大臣が指定する災害の被災者 <input type="checkbox"/> その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	

## 5. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の戸数	戸	住戸番号 (共同住宅の場合)	
-------------------	---	-------------------	--

## 6. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額※	(最低)	約	円	詳細は別添3のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は別添4)
	(最高)	約	円	
共益費の概算額※	(最低)	約	円	
	(最高)	約	円	
敷金の概算額※	(最低)	約	円	
	(最高)	約	円	

※登録申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること。

## 7. 入居に関する問合せ先

商号、名称 又は氏名	
連絡先※	

※「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。

別添 1

## 役員名簿

別添 2

### 役員名簿(法定代理人用)

別添 3

## 住宅の規模及び設備等

## 1. 専用部分の規模及び設備等

注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別)にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 2. 共同利用設備等

設備等※	
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合のみ○を記載すること。

別添 4

### 住宅の規模及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)

## 1. 専用部分の規模及び設備等

注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別)にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。  
※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 2. 共同利用設備等

設備等※1		整備箇所数	想定利用住戸※2 の入居可能者数等※3	想定利用住戸の 入居可能者数等／整備箇所数
便所				
洗面				
浴室		(うち浴室 (シャワー 室を除く。) の数: )		
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 想定利用住戸には、登録の対象としない住戸も含めること。

\*3 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。）の入居可能者数及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数（以下同じ。）

### 3. 延べ床面積等

全住戸※の入居可能者数等	当該地域における最低延べ床面積 (基本:全住戸の入居可能者数等×15+10)	住棟の延べ床面積 (m <sup>2</sup> )※

※全住戸と延べ床面積には、登録の対象としない住戸も含めること。

別記様式第二号（第十七条関係）

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市 の 長

殿

届 出 者 住 所  
又は主たる事務所の所在地  
氏 名 又 は 名 称  
代 表 者 氏 名

## 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

## 第17条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない状態となったので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施 行規則第17条の規定に基づき、届け出ます。

## 記

氏名	
生年月日	
届出者との関係	
登録番号	

## 備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

別記様式第三号（第十八条第一項関係）

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

殿

登録事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

## 備考

登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

別記様式第四号（第三十一条関係）

(A 4)

別記様式第三号の次に次の七様式を加える。

## 認定申請書

(第一面)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。) 第72条第1項の規定により、家賃債務保証業務に係る認定の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

〔地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

申請者住所又は  
主たる事務所又は  
営業所の所在地  
氏名、名称又は商号

(法人の場合) 代表者氏名

受付番号  
\* [ ]

受付年月日  
\* [ ]

※ 認定番号	[ ]
※ 認定年月日	年 月 日

項目番号

## ◎ 商号又は名称及び住所

1 1

法人番号	[ ]
フリガナ	[ ]
商号又は 名 称	[ ]
住 所	[ ]

法人・個人の別

1. 法人  
2. 個人

確認欄

※ [ ]

項目番号

## ◎ 代表者又は個人に関する事項

1 2

役名コード	[ ]			
フリガナ	[ ]			
氏 名	[ ]			
生年月日	—	年	月	日

確認欄

※ [ ]

項目番号

## ◎ 法定代理人が法人である場合、当該法人に関する事項(未成年者の場合)

1 3

法人番号	[ ]
フリガナ	[ ]
商号又は 名 称	[ ]
住 所	[ ]

確認欄

※ [ ]

項目番号

## ◎ 法定代理人である法人の代表者又は法定代理人である個人に関する事項(未成年者の場合)

1 4

フリガナ	[ ]			
氏 名	[ ]			
生年月日	—	年	月	日

確認欄

※ [ ]

(第二面)

受付番号

*
---

項目番号

21

## ◎ 既に有している免許、登録又は指定

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
宅地建物取引業法の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
賃金業の登録番号 (賃金業者である場合)		
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定番号 (住宅確保要配慮者居住支援法人 である場合)		
住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)		
家賃債務保証業者登録簿の登録番号 (登録家賃債務保証業者である場合)		

確認欄

*
---

## ◎ 家賃債務保証業務を行う区域

項目番号

22

営業地域 (都道府県)	北海道	東京都	滋賀県	香川県
	青森県	神奈川県	京都府	愛媛県
	岩手県	新潟県	大阪府	高知県
	宮城県	富山県	兵庫県	福岡県
	秋田県	石川県	奈良県	佐賀県
	山形県	福井県	和歌山县	長崎県
	福島県	山梨県	鳥取県	熊本県
	茨城県	長野県	島根県	大分県
	栃木県	岐阜県	岡山县	宮崎県
	群馬県	静岡県	広島県	鹿児島県
	埼玉県	愛知県	山口県	沖縄県
	千葉県	三重県	徳島県	

確認欄

*
---

※1 認定を受けようとする者が支援法人の場合は、都道府県知事の指定を受けた当該都道府県の区域を記載する。

※2 直前の事業年度における営業区域（都道府県）（別記様式第6号）と同様の場合は、  
当該項目の記入を省略することができるとしている。

## ◎ 問合せを受けるための連絡先

項目番号

23

担当部門名	
電話番号	

確認欄

*
---

※ 住宅確保要配慮者からの苦情・相談窓口の連絡先を記載すること。

(第三面)

## 受付番号

*
---

項番

## ◎ 役員の氏名(法人の場合)

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

3 1

役名コード				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	—	年	月	日

確認欄  
※

(第四面)

## 受付番号

*
---

項番

41

## ◎ 主たる事務所又は営業所に関する事項

事務所等の名称										
郵便番号	一									
所在地										
電話番号										

確認欄  
※

42

## 上記事務所又は営業所の代表者である使用人に関する事項

フリガナ										
氏名										
生年月日	一		年	月	日					

確認欄  
※

項番

43

## ◎ その他家賃債務保証業務を行う事務所又は営業所に関する事項

事務所等の名称										
郵便番号	一									
所在地										
電話番号										

確認欄  
※

44

## 上記事務所又は営業所の代表者である使用人に関する事項

フリガナ										
氏名										
生年月日	一		年	月	日					

確認欄  
※

項番

43

## ◎ その他家賃債務保証業務を行う事務所又は営業所に関する事項

事務所等の名称										
郵便番号	一									
所在地										
電話番号										

確認欄  
※

44

## 上記事務所又は営業所の代表者である使用人に関する事項

フリガナ										
氏名										
生年月日	一		年	月	日					

確認欄  
※

(第五面)

受付番号

※

項番

51

確認欄

※

## 家賃債務保証業務に関する内部規則等及び組織体制に関する事項等について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第34条第6号及び第7号に規定する事項については、下記の内容であることに相違ありません。

記

## ◎ 内部規則等及び組織体制に関する事項

(1) 家賃債務の保証に係る契約の締結に関する事項	内部規則等の記載内容（注1）
ア 居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まないものである旨が定められている。	
イ 家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族ほか関係者（自然人）の連絡先に関する情報の提供を求めないものである旨が定められている。	
ウ 家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を求めないものである旨が定められている。	
エ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合の具体的な対応方法が定められている。	
オ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証委託契約に係る契約の締結の条件を提示する場合の具体的な対応方法が定められている。	
カ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者等から家賃債務の保証に関する問合せ等がなされた場合の具体的な対応方法が定められている。	
(2) 帳簿の備付け等に関する事項	内部規則等の記載内容（注1）
ア 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第1項に基づく帳簿の記載及び保存に関する具体的な実施方法が定められている。	
イ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第2項に基づく書類の保存に関する具体的な実施方法が定められている。	

## ◎ 家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項

ア ①保証委託契約の締結の実績 ②標準的な保証委託契約の内容及びその締結の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものであること。	<input type="checkbox"/> (該当する場合はチェックボックスに要チェック) (注2)
イ 保証委託契約に係る保証委託料が、当該保証委託契約の履行のために要する費用に照らして不当に高いものでないこと。	<input type="checkbox"/> (該当する場合はチェックボックスに要チェック)

(注1)

- 「内部規則等」とは、内部規則その他これに準ずるものという。（業務マニュアル等を含む。）
- 「内部規則等の記載内容」は、内部規則等の記載内容を転記するほか、該当条文等を示すことでもよい。
- 法第72条第3項に規定する添付書類として、内部規則等の写しを添付すること。

(注2) 公示方法を記載すること。

年 月 日

氏 名 又 是 名 称

(法人である場合) 代表者 氏名

(未成年者である場合) 法定代理人の氏名又は名称

地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長

殿

## 誓 約 書

私は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第73条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者住所または主たる  
事務所又は営業所の所在地

氏名又は名称

（法人である場合）  
代表者 氏名

（未成年者である場合）  
法定代理人の氏名又は名称

〔地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

別記様式第六号（第三十五条第七号関係）

(A4)

## 業務の状況に関する書面

## 1. 家賃債務の保証に係る業務の業務開始時期等

法人設立	年	月
家賃債務の保証に係る業務の業務開始	年	月
家賃債務の保証に係る業務の業務継続期間	満	年 か月

## 2. 直前の事業年度の業務の状況

期間	年	月	日から	年	月	日まで	報告基準日				
							件				
保証契約等の実績	保有契約件数										
	新規契約件数										
主に提供する商品の 保証範囲	<input type="checkbox"/> 滞納賃料		<input type="checkbox"/> 原状回復		<input type="checkbox"/> 残置物撤去費用						
	<input type="checkbox"/> 訴訟費用		<input type="checkbox"/> その他( )								
営業地域 (都道府県)	北海道		東京都		滋賀県		香川県				
	青森県		神奈川県		京都府		愛媛県				
	岩手県		新潟県		大阪府		高知県				
	宮城県		富山県		兵庫県		福岡県				
	秋田県		石川県		奈良県		佐賀県				
	山形県		福井県		和歌山県		長崎県				
	福島県		山梨県		鳥取県		熊本県				
	茨城県		長野県		島根県		大分県				
	栃木県		岐阜県		岡山県		宮崎県				
	群馬県		静岡県		広島県		鹿児島県				
	埼玉県		愛知県		山口県		沖縄県				
	千葉県		三重県		徳島県						

(※) 支援法人である場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項に基づく都道府県知事の認可を受けた債務保証業務規程を添付すること。

## 備考

- ①2.の直前の事業年度の業務の状況の期間について、法人については、各申請者における直近の終了した事業年度を、個人については、直近の終了した暦年（1月1日～12月31日）を記入すること。
- ②2.の直前の事業年度の業務の状況の報告基準日について、法人については直近の終了した事業年度中の日を、個人については直近の終了した暦年中の日を設定し記入すること。  
なお、保証契約等の実績については報告基準日において有効な契約に基づく件数を記入すること。
- ③2.の営業地域について、報告基準日において住宅確保要配慮者の家賃債務の保証を提供している都道府県の欄に○を記入すること。

年 月 日

氏名又は名称

[ (法人である場合) 代表者氏名  
(未成年者である場合) 法定代理人の氏名又は名称 ]

〔地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

別記様式第七号（第三十七条関係）

年 月 日

〔地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

届出者住所  
又は主たる事務所等の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

## 第37条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと  
ができない状態となったので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施  
行規則第37条の規定に基づき、届け出ます。

## 記

氏名	
生年月日	
届出者との関係	
認定番号	

## 備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

別記様式第八号（第三十九条第一項関係）

年 月 日

〔地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

届出者住所  
又は主たる事務所等の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 家賃債務保証業務に係る認定申請書の記載事項の変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第74条第1項の規定に基づき、家賃債務保証業務に係る認定申請書の記載事項の変更を届け出ます。

認定番号				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

## 備考

- 認定保証業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 未成年者である場合は、法定代理人の氏名又は名称も記載すること。
- 認定申請書の記載事項の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

別記様式第九号（第四十条関係）

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長

殿

届出者住所  
又は主たる事務所等の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 認定に係る家賃債務保証業務の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第75条第1項の規定に基づき、認定に係る家賃債務保証業務の廃止を届け出ます。

氏名又は名称	
(法人の場合) 代表者の氏名	
主たる事務所等の所在地	
認定番号	
事業廃止予定日	
事業廃止の理由	

## 備考

未成年者である場合は、法定代理人の氏名又は名称も記載すること。

別記様式第十号（第四十三条関係）

## 標 識

認定家賃債務保証業者票	
認定番号	
認定年月日	
商号又は名称	
代表者氏名	
主たる事務所等の所在地	電話番号 ( )

↑  
3  
0  
cm  
以  
上

← 3.5 cm以上 →

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第二条** 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

### 改 正 後

#### 目次

- 第一章～第三章 (略)
- 第四章 終身建物賃貸借(第三十一条～第四十三条)
- 第五章 雑則(第四十四条・第四十五条)
- 附則

(定義)

**第一条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一・二 (略)

三 所得 入居者及び同居する者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、地方公共団体の長が認定した額(独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という)が整備及び管理を行う高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という)第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、機構が認定した額とする)。以下この号において「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 入居者又は同居する者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得(以下このイにおいて「給与所得等」という。)を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき十万円(その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額)

口 ホ (略)

ヘ 入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円(その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額)

ト 入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円(その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

(規模及び設備の基準)

**第三条** 法第四十五条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。)二十五平方メートル(居間、食堂、台所その他の住宅の部分が法第四十五条第一項第三号に規定する高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合(第十七条第一号において「共同利用の場合」という。)にあっては、十八平方メートル)以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する市町村が市

#### 目次

- 第一章～第三章 (略)
- 第四章 終身建物賃貸借(第三十一条～第四十条)
- 第五章 雑則(第四十一条・第四十二条)
- 附則

(定義)

**第一条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一・二 (略)

三 所得 入居者及び同居する者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、地方公共団体の長が認定した額(独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という)が整備及び管理を行う高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という)第四十九条第一項各号に規定する基準に適合する賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、機構が認定した額とする)。以下この号において「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 入居者又は同居する者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得(以下このイにおいて「給与所得等」という。)を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき十万円(その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額)

口 ホ (略)

ヘ 入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円(その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額)

ト 入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円(その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

(規模及び設備の基準)

**第三条** 法第四十五条第一項第二号の国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。第十七条第一号及び第三十三条第一号において同じ。)二十五平方メートル(居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合(以下「共同利用の場合」という。)にあっては、十八平方メートル)以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する市町村が市

る市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつてはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合(賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く)にあつてはその規模とすることがとができる。

二 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室(第十七条第三号において「台所等」という。)を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合(同号において「同等以上の居住環境が確保される場合」という。)にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

#### (加齢対応構造等の基準に準ずる基準)

**第四条** 法第四十五条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。以下この条、第十八条及び第四十一条第二項第一号において同じ。)(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。)により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十八条の基準をそのまま適用することが適當でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

#### 一 (略)

二次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

**第五条** 法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

#### イ (略)

口 同居する者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。)、六十歳以上の親族(配偶者を除く。以下同じ。)又は地方公共団体が整備及び管理を行う法第四十四条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅(以下「高齢者向けの優良な賃貸住宅」という。)にあつては当該地方公共団体の長、法第四十六条の規定による地方公共団体の要請に基づいて機構又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅にあつては当該要請をした地方公共団体の長が入居者が病気にかかりついていることその他特別の事情により当該入居させることが必要であると認める者であること。

(令第五条の国土交通省令で定める所得の基準)

**第十三条** 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(第十五条において「令」という。)第五条の国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円(都道府県知事が必要と認める場合にあつては、十五万八千円を超えて二十一万四千円以下の範囲内で当該都道府県知事が定める額)とする。

(令第六条第二号の国土交通省令で定めるもの)

**第十五条** 令第六条第二号の共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 (八) (略)

九 法第四条第二項第二号に規定する高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設

#### 十 (十二) (略)

町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつてはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合(賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く)にあつてはその規模とすることができる。

二 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室(以下「台所等」という。)を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合(以下「同等以上の居住環境が確保される場合」という。)にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

#### (加齢対応構造等の構造及び設備の基準に準ずる基準)

**第四条** 法第四十五条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。以下この条、第十八条及び第三十二条第二項第一号において同じ。)(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。)により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適當でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであつて、次に掲げるものとする。

#### 一 (五) (略)

(法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)

**第五条** 法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

#### イ (略)

二次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

口 同居する者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。)、六十歳以上の親族(配偶者を除く。以下同じ。)又は地方公共団体が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅にあつては当該地方公共団体の長、法第四十六条の規定による地方公共団体の要請に基づいて機構又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅にあつては当該要請をした地方公共団体の長が入居者が病気にかかりついていることその他特別の事情により当該入居させが必要であると認める者であること。

(令第五条の国土交通省令で定める所得の基準)

**第十三条** 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(以下「令」という。)第五条の国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円(都道府県知事が必要と認める場合は、十五万八千円を超えて二十一万四千円以下の範囲内で当該都道府県知事が定める額)とする。

(令第六条第二号の国土交通省令で定めるもの)

**第十五条** 令第六条第二号の共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 (八) (略)

九 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設

#### 十 (十二) (略)

(規模並びに構造及び設備の基準)

**第十七条** 法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

(加齢対応構造等の基準に準ずる基準)

**第十八条** 法第四十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十一条の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであつて、第四条各号に掲げるものとする。

(法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)

**第二十七条** 法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 (略)

二次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

イ (略)

口 同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかりていてことその他の特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると事業主体が認める者であることを。

(事業認可申請書の記載事項)

**第三十一条** 法第五十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、終身賃貸事業が基本方針(当該終身賃貸事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該終身賃貸事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨とする。

(削る)  
(削る)

(事業認可申請書)

**第三十二条** 法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式第一号とする。

2 事業認可申請書には、法第五十三条第二項に規定する書面のほか、都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。  
(削る)

(規模並びに構造及び設備の基準)

**第十七条** 法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

(加齢対応構造である構造及び設備の基準に準ずる基準)

**第十八条** 法第四十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十一条第一項の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであつて、第四条各号に掲げるものとする。

(法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)

**第二十七条** 法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 (略)

二次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

イ (略)

口 同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかりていてことその他の特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると公営住宅の事業主体(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体をいう。以下「事業主体」という。)が認める者であること。

(事業認可申請書の記載事項)

**第三十一条** 法第五十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合の当該整備の実施時期  
二 事業が基本方針(当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

(事業認可申請書)

**第三十二条** 法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

2 事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。  
一 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備(既存の住宅その他の建物の改良によるものを除く。)をしようとする場合にあっては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

(削る)  
(削る)

3  
(削る)  
(略)

(削る)  
(削る)

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図

三 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたつて受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないことを誓約する書面

四 その他都道府県知事が必要と認める書類

3  
(略)

(規模及び設備の基準)

**第三十三条** 法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積二十五平方メートル（同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、十八平方メートル）以上であること。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあつては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあつては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

**第三十四条** 法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 床は、原則として段差のない構造のものであること。

二 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル（柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル）以上であること。

三 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は六十分センチメートル以上であること。

四 浴室の短辺は百三十センチメートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル）以上とし、その面積は二平方メートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル）以上であること。

五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 19.5$$

$$\frac{R}{T} \leq \frac{22}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 24$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

七 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けねり。

八 階数が三以上ある共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入のある階に停止するエレベーターを設置すること。

九 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

第三十三条 法第五十四条第三号の国土交通省令で定める基準  
 第三十五条 法第五十四条第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。  
 二 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。  
 (法第五十四条第四号の国土交通省令で定める基準)  
 第三十六条 法第五十四条第六号の国土交通省令で定める基準は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすることとする。

(必要な保全措置)

第三十七条 法第五十四条第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

2 (略)

(削る)

(法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第三十八条 法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、終身賃貸事業の実施に支障がないと都道府県知事が認める変更とする。

(規模及び設備の基準)

第三十九条 法第五十七条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。  
 一 各戸が床面積二十五平方メートル以上であること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、それぞれ当該イからニまでに定める基準によることができる。  
 イ 既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。以下同じ。）である場合（ハに掲げる場合を除く。）十八平方メートル以上  
 ハ 既存住宅であつて次号イただし書に規定する場合  
 ハ 既存住宅であつて次号イただし書に規定する場合 十三平方メートル以上  
 ニ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を法第五十二条第一項の賃借人（次号口において「賃借人」という。）が共同して利用する場合 国土交通大臣が定める基準

(法第五十四条第三号の国土交通省令で定める基準)

第三十四条 法第五十四条第五号の必要な保全措置は、同条第四号の前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める措置とする。

(法第五十四条第六号の国土交通省令で定める管理の方法の基準)

第三十五条 法第五十四条第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

2 (略)

(新設)

第三十六条 法第五十四条第六号の必要な保全措置は、同条第五号の前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める措置とする。

(法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準)

第三十七条 法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

2 (略)

(都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事項)

第三十八条 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域について、都道府県高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。  
 (市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項)

第三十九条 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

(法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第四十条 法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、賃貸住宅の整備の実施時期の変更のうち、整備の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更とする。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（既存住宅である場合にあつては、台所、水洗便所、収納設備及び浴室又はシャワー室）を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室（既存住宅である場合にあつては、浴室又はシャワー室。以下このイ及び次条第七号において同じ。）を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

**第三十八条** 法第五十七条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。  
(加齢対応構造等の基準)

法第五十七条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

ただし、終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅が既存住宅である場合には、第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを要しない。

一 床は、原則として段差のない構造のものであること。

二 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル（柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル）以上であること。

三 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上であること。

四 浴室の短辺は百三十センチメートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル）以上とし、その面積は二平方メートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル）以上であること。

五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \leq 19.5$$

$$\frac{R}{T} \leq \frac{22}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

$$T \geq 24$$

六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

七 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。

八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。

九 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

(都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事項)

**第三十九条** 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県高齢者居住安定確保計画で、前二条の基準を強化し、又は緩和することができる。

(市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項)

**第四十条** 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第三十七条及び第三十八条の基準を強化し、又は緩和することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

## (賃貸住宅の届出)

**第四十一条** 認可事業者は、法第五十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二号による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出をしようとする認可事業者が当該届出に係る賃貸住宅の整備（既存住宅その他の建物の改良によるものを除く。）をしようとする場合にあつては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

二 前号に規定する場合以外の場合にあつては、賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図

三 その他都道府県知事が必要と認める書類

## (届出事項の変更の届出)

**第四十二条** 法第五十七条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 認可番号

二 変更の内容

三 変更予定年月日

## (所管都道府県知事)

**第四十三条** 法第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条（法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条（法第五十六条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十七条第二項及び第三項、第五十九条第一項、第六十条、第六十七条、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第一項並びに第七十三条並びに第三十二条第二項、第三十六条並びに第四十一条第一項及び第二項第三号に規定する都道府県知事は、終身賃貸事業を行おうとする賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県知事とする。

## 第五章 雜則

## (権限の委任)

**第四十四条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 (略)

二 都道府県が終身賃貸事業者である場合における法第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条（法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条（法第五十六条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十七条第二項及び第三項、第五十九条第一項、第六十条、第六十七条、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第一項並びに第七十三条並びに第三十二条第二項、第三十六条並びに第四十一条第一項及び第二項第三号の規定による権限

## (大都市等の特例)

**第四十五条** この省令中都道府県知事の権限に属する事務（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第四章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この省令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

## (新設)

## (新設)

## 第五章 雜則

## (権限の委任)

**第四十六条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 (略)

二 都道府県が終身賃貸事業者である場合における法第五十二条第一項、法第五十三条第一項、法第五十四条から法第五十六条まで、法第五十八条第一項、法第六十五条、法第六十六条、法第六十七条第二項及び第三項、法第六十八条、法第六十九条並びに法第七十条第一項の規定による権限

## (大都市等の特例)

**第四十七条** この省令中都道府県知事の権限に属する事務（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第四章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この省令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

別記様式第一号（第三十二条第一項関係）

年 月 日

別記様式を次のように改める。

国土交通大臣  
地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

殿

認可申請者  
住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

## 終身賃貸事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、法第52条第1項に規定する終身賃貸事業について別紙のとおり認可を申請します。

## 備考

- 認可申請者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県である場合には地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に、その他の場合には都道府県知事（終身賃貸事業を行おうとする賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県知事をいう。ただし、当該賃貸住宅の所在地が指定都市又は中核市に存する場合には、当該指定都市又は中核市の長とする。）に申請すること。
- 認可申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 届出書（別記様式第2号）と同時に提出することができる。

別紙

## 1. 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。

(注)「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、法第52条第1項の規定に該当するものをいう。

## 2. 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

賃貸借契約の締結 に関すること等	<input type="checkbox"/> 書面によって契約をする建物の賃貸借であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了する賃貸借（終身建物賃貸借）をするものであること。 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。 <input type="checkbox"/> 権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであること。 <input type="checkbox"/> 入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をするものであること。 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。
賃貸借契約の解除 に関すること	<input type="checkbox"/> 認可事業者は、法第59条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、解約の申入れをすることができるものであること。 <input type="checkbox"/> 賃借人は、法第60条各号のいずれかに該当する場合には、解約の申入れをすることができるものであること。
その他賃貸の条件 に関すること	

(終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合)

前払金の 算定の基礎	<input type="checkbox"/> 前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであること。
前払金に対する 保全措置	<input type="checkbox"/> 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて、当該前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める保全措置が講じられるものであること。

## 3. 賃貸住宅の管理の方法

賃貸住宅の修繕	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。
備付図書	<input type="checkbox"/> 以下が備え付けられるものであること。 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類

## 4. 事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

(注1)「基本方針」は、法第3条第1項に規定する基本方針をいう。

(注2)「高齢者居住安定確保計画」は、事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては市町村高齢者居住安定確保計画、都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては都道府県高齢者居住安定確保計画をいう。

別記様式第二号（第四十一条第一項関係）

年 月 日

国土交通大臣  
地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

殿

別記様式第一号の次に次の  
一様式を加える。

認可申請者  
住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

## 終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅について別紙のとおり届け出ます。

## 備考

- 認可事業者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県である場合には地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に、その他の場合には都道府県知事（終身賃貸事業を行おうとする賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県知事をいう。ただし、当該賃貸住宅の所在地が指定都市又は中核市に存する場合には、当該指定都市又は中核市の長とする。）に届け出ること。
- 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 終身賃貸事業認可申請書（別記様式第1号）と同時に提出することができる。

別紙

## 1. 賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	
住居表示	
棟・住戸番号	
賃貸住宅に 関する権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権・使用貸借による権利 (期間は 年 月 日 から 年 月 日まで)

(注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

## 2. 賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備

住宅戸数	届出申請対象戸数 戸	詳細については、別添1 (共同居住型賃貸住宅の 場合は別添2) のとおり
専用部分の 床面積	(最小) m <sup>2</sup>	
	(最大) m <sup>2</sup>	
設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> 共同居住型賃貸住宅として使用	
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 基準に適合している	

(注1) 「共同利用設備」は、居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び洗濯室のうち賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する設備をいう。

(注2) 「共同居住型賃貸住宅」は、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する賃貸住宅をいう。

(注3) 届出対象戸数が1戸の場合は、「専用部分の床面積」は「(最小)」の欄に記載すること。

## 3. 賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の年月日	年 月 日
整備の完了の年月日	年 月 日

(注) 賃貸住宅の整備をして終身賃貸事業を行う場合以外は記載不要。

## 4. 終身賃貸事業認可申請書（別記様式第1号）の記載事項の詳細

（終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合）

前払家賃の額	円
前払家賃の 算定の基礎の詳細	
前払家賃に対する 保全措置の詳細	

別添1

## 賃貸住宅の規模及び設備等

## 1. 専用部分の規模及び設備等

(注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別)にまとめて記載すること。

(注2) 既存住宅の場合、「浴室」はシャワー室を含む。

(注3) 「設備」欄の「完備」は、各戸に台所、便所、収納、洗面及び浴室の全てを備えるものを表す。(ただし、既存住宅の場合は、各戸に台所、便所、収納及び浴室又はシャワー室の全てを備えるものを表す。)

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、「完備」の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 2. 共同利用設備

共同利用設備※	
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合のみ〇を記載すること。

## 別添2

## 賃貸住宅の規模及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)

## 1. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (m <sup>2</sup> )	設備 <sup>※1</sup>						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	新築住宅 ・既存住宅 の別 <sup>※2</sup>
	完備	便所	洗面	浴室	台所	洗濯室			

(注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別)にまとめて記載すること。

(注2) 「浴室」はシャワー室を含む。

(注3) 「洗濯室」は洗濯場を含む。

(注4) 「設備」欄の「完備」は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、「完備」の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

## 2. 共同利用設備等

共同利用設備 <sup>※1</sup>		整備箇所数	想定利用住戸の入居者 の定員 <sup>※2</sup>	想定利用住戸の入居者の定員／ 整備箇所数
便所				
洗面				
浴室				
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 「想定利用住戸の入居者の定員」には、届出の対象としない住戸の定員も含めること。

## 3. 延べ床面積等

全住戸の入居者の 定員 <sup>※1</sup>	賃貸住宅の所在する地方公共団体における 最低延べ床面積 <sup>※2</sup> (基本:全住戸の入居者の定員×15+10) (m <sup>2</sup> )	賃貸住宅の 延べ床面積(m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>

※1 「全住戸の入居者の定員」と「賃貸住宅の延べ床面積」には、届出の対象としない住戸の入居者の定員及び届出の対象としない住戸の床面積も含めること。

※2 「賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積」は、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合(賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。)にあってはその規模を記載すること。

(地方住宅供給公社法施行規則の一部改正)

**第三条** 地方住宅供給公社法施行規則(昭和四十年建設省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	(賃貸住宅の賃借人の資格)	(賃貸住宅の賃借人の資格)
<b>第十三条</b> 地方公社が賃貸する住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。		
一 次に掲げる者		
イヽホ (略)		
ヘ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの		
(1)・(2) (略)		
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業		
(4)・(5) (略)		
(6) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業又は同法第四十条第一項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業		
(7) (略)		
二 (略)		
	(地方整備局組織規則の一部改正)	
<b>第四条</b> 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。		
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したものを掲げていなければならぬのは、これを削る。		
	改 正 後	改 正 前
	(建政部の所掌事務)	(建政部の所掌事務)
<b>第七条</b> 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一ヽ三十九 (略)		
四十 家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の規定による認定及び監督に関すること。		
四十一ヽ四十四 (略)		
(都市・住宅整備課の所掌事務)		
<b>第八十四条</b> 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一ヽ十八 (略)		
	(建政部の所掌事務)	(建政部の所掌事務)
<b>第七条</b> 建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一ヽ三十九 (略)		
四十 家賃債務保証業者の登録に関すること。		
四十一ヽ四十四 (略)		
(都市・住宅整備課の所掌事務)		
<b>第八十四条</b> 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一ヽ十八 (略)		

十九 家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による認定及び監督に関すること。

二十九、二十四 (略)

#### 附 則

(建政部の所掌事務の特例)

第四条 (略)

2 (略)  
(削る)

十九 家賃債務保証業者の登録に関すること。

二十九、二十四 (略)

#### 附 則

(建政部の所掌事務の特例)

第四条 (略)

3 2 (略)  
建政部は、第七条各号及び前二項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日前までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

(都市・住宅整備課の所掌事務の特例)

**第十三条の二** 都市・住宅整備課は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

(住宅整備課の所掌事務の特例)

**第十三条の三** 住宅整備課は、第八十六条に規定する事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

(北海道開発局組織規則の一部改正)

**第五条** 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削る。

改 正 後

(事業振興部の所掌事務)

**第一条** 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十六 (略)

十七 家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二号）の規定による認定及び監督に関すること。

十八、五十七 (略)

(都市住宅課の所掌事務)

**第三十四条** 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十七 (略)

十八 家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による認定及び監督に関すること。

十九、二十四 (略)

改 正 前

(事業振興部の所掌事務)

**第一条** 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十六 (略)

十七 家賃債務保証業者の登録に関すること。

十八、五十七 (略)

(都市住宅課の所掌事務)

**第三十四条** 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十七 (略)

十八 家賃債務保証業者の登録に関すること。

十九、二十四 (略)

(事業振興部の所掌事務の特例)

**第四条** (略)

(削る)

(事業振興部の所掌事務の特例)

**第四条** (略)

(削る)

**附 則**

**第一条** この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年七月一日から施行する。

(施行期日)

(準備行為)

**第二条** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という)附則第三条第三項及び第四項の規定による残置物処理等業務規程の認可の申請及びその認可、改正法附則第四条の規定による認定の申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第一条による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十三条第二号、第三十一条、第三十四条、第三十五条並びに第四十五条第一項第一号(改正法による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第七十二条第二項の規定による申請書の受理に限る)、第七号及び第八号の規定の例により行うことができる。

**第三条** この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 法規的告示

○内閣府告示第一百一号  
災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の施行に伴い、及び災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一 避難所

改	正	後
(避難所及び応急仮設住宅の供与) <b>第二条</b> 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。	(避難所及び応急仮設住宅の供与) <b>第二条</b> 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。	(避難所及び応急仮設住宅の供与) <b>第二条</b> 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一 避難所	一 避難所	一 避難所
[イ・ハ 略]	[イ・ハ 同上]	[イ・ハ 同上]

二 法第二条第二項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいふ。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

常の実費を加算することができる。

〔ホ・ヘ ブラック〕

〔ホ・ヘ ブラック〕

**第七条の二** 事業振興部都市住宅課は、第三十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の施行日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

〔事業振興部都市住宅課の所掌事務の特例〕

〔事業振興部都市住宅課は、第三十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。〕

〔ホ・ヘ 同上〕

**二 応急仮設住宅**

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

**イ 建設型応急住宅**

〔1〕～〔3〕 略

〔4〕 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

〔5〕～〔7〕 略

**口 略**

（福祉サービスの提供）

**第七条** 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

二 都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」）をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」）の長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ホ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は

器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合には消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

**二 応急仮設住宅**

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

**イ 建設型応急住宅**

〔1〕～〔3〕 同上

〔4〕 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

〔5〕～〔7〕 同上

**口 同上**

〔条を加える。〕

**第七条** 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

（被災した住宅の応急修理）

法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(生業に必要な資金の貸与)

**第九条** 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～五 略」

(学用品の給与)

**第十条** 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～四 略」

(埋葬)

**第十二条** 法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～四 同上」

(死体の搜索及び処理)

**第十三条** 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

「一・二 略」

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

**第十四条** 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～三 略」

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費)

**第十五条** 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

「イ～ハ 略」

二 福祉サービスの提供

本 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給

ヘ～チ 「略」

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 「略」

(生業に必要な資金の貸与)

**第八条** 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～五 同上」

(学用品の給与)

**第九条** 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～四 同上」

(埋葬)

**第十二条** 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～四 同上」

(死体の搜索及び処理)

**第十三条** 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

「一・二 同上」

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

**第十四条** 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

「一～三 同上」

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費)

**第十五条** 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

「イ～ハ 同上」

二 「号の細分を加える。」

二 飲料水の供給

ホ～ト 「同上」

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 「同上」

**(実費弁償)**  
第十五条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第五号までに規定する者  
イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの給与を考慮して定めること。

【口・ハ 略】

二 令第四条第六号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。  
三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに定めるところにより行うこととする。

（救助事務費）

第十六条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

【一・二 略】

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十四条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び前条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第三項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則  
○総務省告示第二百一十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百四十四条の七第二項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十四日

総務大臣 村上誠一郎

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○総務省告示第二百一十号

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

**(実費弁償)**  
第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者  
イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの給与を考慮して定めること。

【口・ハ 同上】

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

【号を加える。】

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

【一・二 同上】

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第三項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

改 正 後	改 正 前
（募集の適正な実施に係る基準）	（募集の適正な実施に係る基準）
第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百四十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十二年法律第七十号）第一条）	第三百四十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号及び第二号（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七
十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）	十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）

る。

を法第三百三十七条の二第二項及び第三百四十二条の七第二項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」という。)として提供する場合には、  
次の各号)のいずれにも該当することとする。

二  
略

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法定第三十七条の二第三項及び第三百四十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。次号において「募集費用」という。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

二の二 指定対象期間の初日の属する年度の前年度において募集費用として一の者に支払った額（一の者に複数の支払を行つたときは、その合計額）が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一览表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

[一 同上]

条の二第一項及び第三百四十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号のいづれにも該当することとする。

**第五条** 法第三十七条の二第二項第三号及び

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百四十四条の七第一項第三号の総務大臣が定める基準)

**第五条** [同上]

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百四条の七第三項第三号の総務大臣が定める基準)

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百四十四条

二略

総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

二二同上

提出した地方団体においては、同令第一号の十六第五項に規定する指定対象期間（期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随

〔新設〕として生ずる事務に要する費用を含む)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下である」と。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであつて、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

1

当該地方団体の区域内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行うことにより相応の付加価値を生じているものであること。ただし、該工程が次に掲げるものである場合に、それぞれに定めるものに限ることとする。

等を行ふことにより、当該返礼品等の価値の過半が生じてゐる旨の証明（口において「證明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされてゐるもの

方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするも

口 当該地方団体が第一号寄附金の受領

に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によつて、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

三 同上

四  
略

四  
同上



八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1) (198)  
(略)

ヒトハナソ

(略)

(1) (198)  
(略)

ヒトハナソ

(略)

ヒトハナソ

(略)

ヒトハナソ

(略)

ヒトハナソ

(略)

ヒトハナソ

(略)

ヒトハナソ

(略)

九 (略)  
(1017) (1016) (881) (880) (200) (199)  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
(1253) (1015) (879) (879) (198) (198)  
ベルズチフアン

九 (略)  
(1014) (1013) (879)  
↓ ↓ ↓  
(1250) (1013) (878)  
ベルズチフアン

○厚生労働省告示第二百九号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第一條第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次の表のように改出する。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

別表第1

1 次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。)

(1)～(175) (略)

(176) シバグリコシダーゼ アルファ (遺伝子組換え)

(177)～(201) (略)

(202) ソタテルセプト (遺伝子組換え)

(203)～(250) (略)

(251) トアルクエタマブ (遺伝子組換え)

(252)～(379) (略)

2～4 (略)

別表第1

1 次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。)

(1)～(175) (略)

(176) シバグリコシダーゼ アルファ (遺伝子組換え)

(177)～(200) (略)

(201)～(248) (略)

(249)～(376) (略)

2～4 (略)